

## 基本計画書

| 基本計画      |  |      |             |             |              |                   |   |               |
|-----------|--|------|-------------|-------------|--------------|-------------------|---|---------------|
| 事項        | 記入欄  |      |             |             |              |                   | 備考                                      |               |
| 計画の区分     | 大学の収容定員に係る学則変更   |      |             |             |              |                   |   |               |
| フリガナ設置者   | コクリツダイガクホウジン エヒメダイガク<br>国立大学法人 愛媛大学  |      |             |             |              |                   |   |               |
| フリガナ大学の名称 | エヒメダイガク<br>愛媛大学 (Ehime University)   |      |             |             |              |                   |   |               |
| 大学本部の位置   | 愛媛県松山市道後樋又10番13号   |      |             |             |              |                   |   |               |
| 大学の目的     | 愛媛大学は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。  |      |             |             |              |                   |   |               |
| 新設学部等の目的  | <p>平成18年度から、特別選抜（推薦入試）の枠内に、愛媛県内高校等出身者を対象にした「地域特別枠（推薦B）」5人を導入し、将来、地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献出来る医師を目指す者を選抜してきた。その後も、平成21年度からは、「緊急医師確保対策」に基づく入学定員増（5人）及び「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえた入学定員増（5人）を、平成22年度からは、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえた入学定員増（7人）を、平成27年度からは、「新成長戦略」に基づき入学定員増（3人）を行い、併せて「地域特別枠（推薦B）」の入学制度の定員枠を20人まで拡大し、「経済財政改革基本方針2018」を踏まえ令和3年度まで20人を維持している。</p> <p>また、平成24年度からは、「地域医療に従事する医師を確保し、その定着を図ることにより医師の地域偏在を解消する」ことを目的に、医学部附属病院地域医療支援センターを設置し、県内の医師不足の状況等を把握するとともに、地域医療奨学生を含めた全ての若手医師のキャリア形成に配慮しながら、地域の医療機関への支援を実践している。</p> <p>しかし、地域医療を取り巻く現状は厳しさを増し、医師不足の解消のみならず医師の地域偏在の解消は極めて喫緊の課題であることから、愛媛県の策定する医師確保計画に基づく地域の医師確保に係る奨学金を継続して活用し、令和3年度を期限とする医学部臨時定員の再度の定員増により、令和4年度までの臨時定員増（15人）を行うものである。</p> |      |             |             |              |                   |   |               |
| 新設学部等の概要  | 新設学部等の名称   | 修業年限 | 入学定員        | 編入学定員       | 収容定員         | 学位又は称号            | 開設時期及び開設年次                              | 所在地           |
|           | 法文学部<br>人文社会学科<br>(昼間主コース)   | 4    | 275         | 3年次10       | 1,120        | 学士(法学・政策学、学術、人文学) | 平成28年4月<br>第1年次                         | 愛媛県松山市文京町3番   |
|           | 人文社会学科<br>(夜間主コース)   | 4    | 90          | 3年次20       | 400          | 学士(法学・政策学、学術、人文学) | 平成28年4月<br>第1年次                         | 同上            |
|           | 教育学部<br>学校教育教員養成課程   | 4    | 160         | —           | 640          | 学士(教育学)           | 平成11年4月<br>第1年次                         | 愛媛県松山市文京町3番   |
|           | 社会共創学部<br>産業マネジメント学科   | 4    | 70          | —           | 280          | 学士(社会共創学)         | 平成28年4月<br>第1年次                         | 愛媛県松山市文京町3番   |
|           | 産業イノベーション学科  | 4    | 25          | —           | 100          | 学士(社会共創学)         | 平成28年4月<br>第1年次                         | 同上            |
|           | 環境デザイン学科   | 4    | 35          | —           | 140          | 学士(社会共創学)         | 平成28年4月<br>第1年次                         | 同上            |
|           | 地域資源マネジメント学科   | 4    | 50          | —           | 200          | 学士(社会共創学)         | 平成28年4月<br>第1年次                         | 同上            |
|           | 理学部<br>理学科   | 4    | 225         | —           | 900          | 学士(理学)            | 平成31年4月<br>第1年次                         | 愛媛県松山市文京町2番5号 |
|           | 医学部<br>医学科   | 6    | 110<br>(95) | 2年次5<br>(5) | 610<br>(595) | 学士(医学)            | 令和4年4月<br>第1年次                          | 愛媛県東温市志津川454  |
| 看護学科      | 4  | 60   | 3年次10       | 260         | 学士(看護学)      | 平成6年4月<br>第1年次    | 同上                                      |               |
|           |  |      |             |             |              |                   | 医学部医学科の今回の15人の入学定員の増員は、令和4年度のみ臨時定員増である。 |               |

|  |               |                             |                  |                  |                  |                  |                 |                     |  |
|--|---------------|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|---------------------|--|
|  | 工学部<br>工学科    | 4                           | 500              | 3年次10            | 2,020            | 学士(工学)           | 平成31年4月<br>第1年次 | 愛媛県松山市文京町<br>3番     | また、医学部医<br>学科の令和3年<br>度における収容<br>定員は685人で<br>ある。 |
|  | 農学部<br>食料生産学科 | 4                           | 70               | 3年次5             | 290              | 学士(農学)           | 平成28年4月<br>第1年次 | 愛媛県松山市榑味<br>3丁目5番7号 |  |
|  | 生命機能学科        | 4                           | 45               | 3年次2             | 184              | 学士(農学)           | 平成28年4月<br>第1年次 | 同上                  |  |
|  | 生物環境学科        | 4                           | 55               | 3年次3             | 226              | 学士(農学)           | 平成28年4月<br>第1年次 | 同上                  |  |
|  | 計             |                             | 1,770<br>(1,755) | 2年次5<br>3年次60    | 7,370<br>(7,355) |                  |                 |                     |  |
| 同一設置者内における変<br>更状況<br>(定員の移行、名称の変<br>更等) |               | 医農融合公衆衛生学環 (5) (令和3年8月設置報告) |                  |                  |                  |                  |                 |                     |  |
| 教育<br>課程                                 | 新設学部等の名称      | 開設する授業科目の総数                 |                  |                  |                  | 卒業要件単位数          |                 |                     |  |
|  |               | 講義                          | 演習               | 実験・実習            | 計                | 卒業要件単位数          |                 |                     |  |
|  | —             | —科目                         | —科目              | —科目              | —科目              | —単位              |                 |                     |  |
| 教<br>員<br>組<br>織<br>の<br>概<br>要          | 学部等の名称        |                             | 専任教員等            |                  |                  |                  |                 | 兼任<br>教員等           |  |
|  |               |                             | 教授               | 准教授              | 講師               | 助教               | 計               | 助手                  |  |
|  | 新             | 法文学部人文社会学科                  | 37<br>(37)       | 32<br>(32)       | 7<br>(7)         | 1<br>(1)         | 77<br>(77)      | 0<br>(0)            | 19<br>(19)                                       |
|  |               | 教育学部学校教育教員養成課程              | 42<br>(42)       | 30<br>(30)       | 7<br>(7)         | 0<br>(0)         | 79<br>(79)      | 0<br>(0)            | 51<br>(51)                                       |
|  |               | 社会共創学部産業マネジメント学科            | 7<br>(7)         | 6<br>(6)         | 1<br>(1)         | 1<br>(1)         | 15<br>(15)      | 0<br>(0)            | 50<br>(50)                                       |
|  |               | 社会共創学部産業イノベーション学科           | 5<br>(5)         | 6<br>(6)         | 0<br>(0)         | 2<br>(2)         | 13<br>(13)      | 0<br>(0)            | 61<br>(61)                                       |
|  |               | 社会共創学部環境デザイン学科              | 4<br>(4)         | 7<br>(7)         | 0<br>(0)         | 1<br>(1)         | 12<br>(12)      | 0<br>(0)            | 49<br>(49)                                       |
|  |               | 社会共創学部地域資源マネジメント学科          | 5<br>(5)         | 7<br>(7)         | 0<br>(0)         | 4<br>(4)         | 16<br>(16)      | 0<br>(0)            | 37<br>(37)                                       |
|  | 設             | 理学部理学科                      | 35<br>(35)       | 30<br>(30)       | 0<br>(0)         | 21<br>(21)       | 86<br>(86)      | 0<br>(0)            | 35<br>(35)                                       |
|  |               | 医学部医学科                      | 49<br>(49)       | 58<br>(58)       | 50<br>(50)       | 179<br>(179)     | 336<br>(336)    | 0<br>(0)            | 89<br>(89)                                       |
|  |               | 医学部看護学科                     | 11<br>(11)       | 2<br>(2)         | 3<br>(3)         | 8<br>(8)         | 24<br>(24)      | 0<br>(0)            | 21<br>(21)                                       |
|  |               | 工学部工学科                      | 42<br>(42)       | 35<br>(35)       | 9<br>(9)         | 27<br>(27)       | 113<br>(113)    | 0<br>(0)            | 39<br>(39)                                       |
|  |               | 農学部食料生産学科                   | 13<br>(13)       | 13<br>(13)       | 0<br>(0)         | 4<br>(4)         | 30<br>(30)      | 0<br>(0)            | 20<br>(20)                                       |
|  |               | 農学部生命機能学科                   | 6<br>(6)         | 7<br>(7)         | 0<br>(0)         | 5<br>(5)         | 18<br>(18)      | 0<br>(0)            | 29<br>(29)                                       |
|  |               | 農学部生物環境学科                   | 15<br>(15)       | 16<br>(16)       | 0<br>(0)         | 3<br>(3)         | 34<br>(34)      | 0<br>(0)            | 34<br>(34)                                       |
| 分  | 計             | 271<br>(271)                | 249<br>(249)     | 77<br>(77)       | 256<br>(256)     | 853<br>(853)     | 0<br>(0)        | 534<br>(534)        |  |
| 既  | なし            | —<br>(—)                    | —<br>(—)         | —<br>(—)         | —<br>(—)         | —<br>(—)         | —<br>(—)        | —<br>(—)            |  |
| 分  | 計             | —<br>(—)                    | —<br>(—)         | —<br>(—)         | —<br>(—)         | —<br>(—)         | —<br>(—)        | —<br>(—)            |  |
| 要  | 合計            | 271<br>(271)                | 249<br>(249)     | 77<br>(77)       | 256<br>(256)     | 853<br>(853)     | 0<br>(0)        | 534<br>(534)        |  |
| 教員<br>以外<br>の職<br>員の<br>概要               | 職種            |                             | 専任               |                  | 兼任               |                  | 計               |                     |  |
|  | 事務職員          |                             | 337<br>(337)人    |                  | 434<br>(434)人    |                  | 771<br>(771)人   |                     |  |
|  | 技術職員          |                             | 519<br>(519)     |                  | 129<br>(129)     |                  | 648<br>(648)    |                     |  |
|  | 図書館専門職員       |                             | 17<br>(17)       |                  | 0<br>(0)         |                  | 17<br>(17)      |                     |  |
|  | その他の職員        |                             | 1<br>(1)         |                  | 584<br>(584)     |                  | 585<br>(585)    |                     |  |
| 計  |               | 874<br>(874)                |                  | 1,147<br>(1,147) |                  | 2,021<br>(2,021) |                 |                     |  |

|        |          |          |
|--------|----------|----------|
|        | 入学<br>定員 | 収容<br>定員 |
| 令和3年度  | 110      | 685      |
| 令和4年度  | 110      | 685      |
| 令和5年度  | 95       | 670      |
| 令和6年度  | 95       | 655      |
| 令和7年度  | 95       | 640      |
| 令和8年度  | 95       | 625      |
| 令和9年度  | 95       | 610      |
| 令和10年度 | 95       | 595      |

|                               |               |  |                                    |                                  |                        |                            |           |          |                 |
|-------------------------------|---------------|--|------------------------------------|----------------------------------|------------------------|----------------------------|-----------|----------|-----------------|
| 校<br>地<br>等                   | 区 分           | 専 用  | 共 用                                | 共用する他の<br>学校等の専用                 | 計                      | 大学全体                       |           |          |                 |
|                               | 校 舎 敷 地       | 316,958㎡                                     | 0㎡                                 | 0㎡                               | 316,958㎡               |                            |           |          |                 |
|                               | 運 動 場 用 地     | 79,745㎡                                      | 0㎡                                 | 0㎡                               | 79,745㎡                |                            |           |          |                 |
|                               | 小 計           | 396,703㎡                                     | 0㎡                                 | 0㎡                               | 396,703㎡               |                            |           |          |                 |
|                               | そ の 他         | 4,261,457㎡                                   | 0㎡                                 | 0㎡                               | 4,261,457㎡             |                            |           |          |                 |
| 合 計                           | 4,658,160㎡    | 0㎡   | 0㎡                                 | 4,658,160㎡                       |                        |                            |           |          |                 |
| 校 舎                           |               | 専 用  | 共 用                                | 共用する他の<br>学校等の専用                 | 計                      | 大学全体                       |           |          |                 |
|                               |               | 219,996㎡<br>(219,996㎡)                       | 0㎡<br>( 0㎡)                        | 0㎡<br>( 0㎡)                      | 219,996㎡<br>(219,996㎡) |                            |           |          |                 |
| 教室等                           | 講義室           | 演習室  | 実験実習室                              | 情報処理学習施設                         | 語学学習施設                 | 大学全体                       |           |          |                 |
|                               | 127室          | 100室   | 561室                               | 27室<br>(補助職員 0人)                 | 5室<br>(補助職員 0人)        |                            |           |          |                 |
| 専 任 教 員 研 究 室                 |               | 新設学部等の名称                                     |                                    | 室 数                              |                        |                            |           |          |                 |
|                               |               | 大学全体   |                                    | 813 室                            |                        |                            |           |          |                 |
| 図<br>書<br>・<br>設<br>備         | 新設学部等の名称      | 図書<br>〔うち外国書〕<br>冊                           | 学術雑誌<br>〔うち外国書〕<br>種               | 電子ジャーナル<br>〔うち外国書〕<br>種          | 視聴覚資料<br>点             | 機械・器具<br>点                 | 標本<br>点   |          |                 |
|                               | 大学全体          | 1,124,011 [323,332]<br>(1,124,011 [323,332]) | 23,574 [7,712]<br>(23,574 [7,712]) | 3,903 [2,347]<br>(3,903 [2,347]) | 6,916<br>(6,916)       | 11,867<br>(11,867)         | 1<br>(1)  |          |                 |
|                               | 計             | 1,124,011 [323,332]<br>(1,124,011 [323,332]) | 23,574 [7,712]<br>(23,574 [7,712]) | 3,903 [2,347]<br>(3,903 [2,347]) | 6,916<br>(6,916)       | 11,867<br>(11,867)         | 1<br>(1)  |          |                 |
| 図 書 館                         |               | 面 積  |                                    | 閲覧座席数                            | 収 納 可 能 冊 数            |                            |           |          |                 |
|                               |               | 10,615㎡                                      |                                    | 989                              | 784,833                |                            |           |          |                 |
| 体 育 館                         |               | 面 積  |                                    | 体育館以外のスポーツ施設の概要                  |                        |                            |           |          |                 |
|                               |               | 10,486㎡                                      |                                    | 武道場1, 弓道場1, テニスコート22面, 水泳プール4基   |                        |                            |           |          |                 |
| 経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要 | 経 費 の 見 積 り   | 区 分  | 開設前年度                              | 第1年次                             | 第2年次                   | 第3年次                       | 第4年次      | 第5年次     | 第6年次            |
|                               |               | 教員1人当り研究費等                                   |                                    | —                                | —                      | —                          | —         | —        | —               |
|                               |               | 共同研究費等                                       |                                    | —                                | —                      | —                          | —         | —        | —               |
|                               |               | 図 書 購 入 費                                    | —                                  | —                                | —                      | —                          | —         | —        | —               |
|                               |               | 設 備 購 入 費                                    | —                                  | —                                | —                      | —                          | —         | —        | —               |
|                               | 学生1人当り<br>納付金 | 第1年次   | 第2年次                               | 第3年次                             | 第4年次                   | 第5年次                       | 第6年次      |          |                 |
|                               | —千円           | —千円  | —千円                                | —千円                              | —千円                    | —千円                        | —千円       |          |                 |
| 学生納付金以外の維持方法の概要               |               |  | —                                  |                                  |                        |                            |           |          |                 |
| 大 学 の 名 称                     |               | 国立大学法人 愛媛大学                                  |                                    |                                  |                        |                            |           |          |                 |
| 学 部 等 の 名 称                   |               | 修業<br>年限                                     | 入学<br>定員                           | 編入学<br>定員                        | 収容<br>定員               | 学位又<br>は称号                 | 定員<br>超過率 | 開設<br>年度 | 所 在 地           |
| 法文学部                          |               | 年  | 人                                  | 年次<br>人                          | 人                      |                            | 倍         |          |                 |
| 人文社会学科<br>(昼間主コース)            |               | 4  | 275                                | 3年次<br>10                        | 1,120                  | 学士<br>(法学・政策学,<br>学術, 人文学) | 1.02      | 平成28年度   | 愛媛県松山市文京<br>町3番 |
| 人文社会学科<br>(夜間主コース)            |               | 4  | 90                                 | 3年次<br>20                        | 400                    | 学士<br>(法学・政策学,<br>学術, 人文学) | 1.03      | 平成28年度   | 同上              |
| 教育学部                          |               |  |                                    |                                  |                        |                            |           |          |                 |
| 学校教育教員養成課程                    |               | 4  | 160                                | —                                | 600                    | 学士<br>(教育学)                | 1.03      | 平成11年度   | 愛媛県松山市文京<br>町3番 |
| 特別支援教育教員養成課程                  |               | 4  | —                                  | —                                | —                      | 学士<br>(教育学)                | —         | 平成20年度   | 同上              |

令和2年度より  
入学定員増(20人)  
令和2年度より  
学生募集停止

|                  |                     |    |     |           |       |       |             |                 |                   |
|------------------|---------------------|----|-----|-----------|-------|-------|-------------|-----------------|-------------------|
| 既設大学等の状況         | 社会共創学部              |    |     |           |       | 1.06  |             |                 |                   |
|                  | 産業マネジメント学科          | 4  | 70  | —         | 280   | 1.07  | 平成28年度      | 愛媛県松山市文京町3番     |                   |
|                  | 産業イノベーション学科         | 4  | 25  | —         | 100   | 1.03  | 平成28年度      | 同上              |                   |
|                  | 環境デザイン学科            | 4  | 35  | —         | 140   | 1.04  | 平成28年度      | 同上              |                   |
|                  | 地域資源マネジメント学科        | 4  | 50  | —         | 200   | 1.07  | 平成28年度      | 同上              |                   |
|                  | 理学部                 |    |     |           |       |       | 1.05        |                 |                   |
|                  | 理学科                 | 4  | 225 | —         | 675   | 1.05  | 平成31年度      | 愛媛県松山市文京町2番5号   |                   |
|                  | 数学科                 | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成17年度      | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 物理学科                | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成17年度      | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 化学科                 | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成17年度      | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 生物学科                | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成17年度      | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 地球科学科               | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成17年度      | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 医学部                 |    |     |           |       |       |             |                 |                   |
|                  | 医学科                 | 6  | 110 | 2年次<br>5  | 685   | 1.00  | 昭和48年度      | 愛媛県東温市志津川454    | 令和2年度より入学定員増(15人) |
|                  | 看護学科                | 4  | 60  | 3年次<br>10 | 260   | 1.01  | 平成6年度       | 同上              |                   |
|                  | 工学部                 |    |     |           |       |       | 1.01        |                 |                   |
|                  | 工学科                 | 4  | 500 | 3年次<br>10 | 1,510 | 1.01  | 平成31年度      | 愛媛県松山市文京町3番     |                   |
|                  | 機械工学科               | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成3年度       | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 電気電子工学科             | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成3年度       | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 環境建設工学科             | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成8年度       | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 機能材料工学科             | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成8年度       | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 応用化学科               | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成3年度       | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 情報工学科               | 4  | —   | —         | —     | —     | 平成3年度       | 同上              | 平成31年度より学生募集停止    |
|                  | 農学部                 |    |     |           |       |       | 1.05        |                 |                   |
|                  | 食料生産学科              | 4  | 70  | 3年次<br>5  | 290   | 1.06  | 平成28年度      | 愛媛県松山市榑味3丁目5番7号 |                   |
|                  | 生命機能学科              | 4  | 45  | 3年次<br>2  | 184   | 1.04  | 平成28年度      | 同上              |                   |
|                  | 生物環境学科              | 4  | 55  | 3年次<br>3  | 226   | 1.04  | 平成28年度      | 同上              |                   |
|                  | 人文社会科学研究科<br>(修士課程) |    |     |           |       |       |             |                 |                   |
|                  | 法文学専攻               | 2  | 12  | —         | 24    | 0.58  | 令和2年度       | 愛媛県松山市文京町3番     |                   |
|                  | 産業システム創成専攻          | 2  | 8   | —         | 16    | 1.00  | 令和2年度       | 同上              |                   |
| 教育学研究科<br>(修士課程) |                     |    |     |           |       |       |             |                 |                   |
| 心理発達臨床専攻         | 2                   | 10 | —   | 20        | 0.65  | 令和2年度 | 愛媛県松山市文京町3番 |                 |                   |
| (専門職学位課程)        |                     |    |     |           |       |       |             |                 |                   |
| 教育実践高度化専攻        | 2                   | 40 | —   | 80        | 1.09  | 令和2年度 | 同上          |                 |                   |

|                    |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
|--------------------|---|----|---|-----|----------------|------|--------|-----------------|--|--|--|--|--|
| 医学系研究科<br>(博士課程)   |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
| 医学専攻               | 4 | 30 | — | 120 | 博士<br>(医学)     | 1.03 | 平成18年度 | 愛媛県東温市志津川454    |  |  |  |  |  |
| (博士前期課程)           |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
| 看護学専攻              | 2 | 12 | — | 24  | 修士<br>(看護学)    | 0.62 | 平成10年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| (博士後期課程)           |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
| 看護学専攻              | 3 | 2  | — | 4   | 博士<br>(看護学)    | 1.50 | 令和2年度  | 同上              |  |  |  |  |  |
| 理工学研究科<br>(博士前期課程) |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
| 生産環境工学専攻           | 2 | 62 | — | 124 | 修士<br>(工学)     | 1.22 | 平成18年度 | 愛媛県松山市文京町3番     |  |  |  |  |  |
| 物質生命工学専攻           | 2 | 61 | — | 122 | 修士<br>(工学)     | 1.11 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 電子情報工学専攻           | 2 | 59 | — | 118 | 修士<br>(工学)     | 1.08 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 数理物質科学専攻           | 2 | 40 | — | 80  | 修士<br>(理学)     | 0.65 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 環境機能科学専攻           | 2 | 28 | — | 56  | 修士<br>(理学)     | 0.96 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| (博士後期課程)           |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
| 生産環境工学専攻           | 3 | 6  | — | 18  | 博士<br>(工学)     | 0.49 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 物質生命工学専攻           | 3 | 5  | — | 15  | 博士<br>(工学)     | 0.40 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 電子情報工学専攻           | 3 | 4  | — | 12  | 博士<br>(工学)     | 0.41 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 数理物質科学専攻           | 3 | 4  | — | 12  | 博士<br>(理学)     | 1.33 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 環境機能科学専攻           | 3 | 4  | — | 12  | 博士<br>(理学)     | 0.83 | 平成18年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 農学研究科<br>(修士課程)    |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
| 食料生産学専攻            | 2 | 26 | — | 52  | 修士<br>(農学)     | 0.63 | 平成28年度 | 愛媛県松山市樽味3丁目5番7号 |  |  |  |  |  |
| 生命機能学専攻            | 2 | 23 | — | 46  | 修士<br>(農学)     | 1.02 | 平成28年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 生物環境学専攻            | 2 | 23 | — | 46  | 修士<br>(農学)     | 0.64 | 平成28年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 連合農学研究科<br>(博士課程)  |   |    |   |     |                |      |        |                 |  |  |  |  |  |
| 生物資源生産学専攻          | 3 | 9  | — | 27  | 博士<br>(農学, 学術) | 0.58 | 昭和60年度 | 愛媛県松山市樽味3丁目5番7号 |  |  |  |  |  |
| 生物資源利用学専攻          | 3 | 4  | — | 12  | 博士<br>(農学, 学術) | 2.33 | 昭和60年度 | 同上              |  |  |  |  |  |
| 生物環境保全学専攻          | 3 | 4  | — | 12  | 博士<br>(農学, 学術) | 1.75 | 昭和60年度 | 同上              |  |  |  |  |  |

附属施設の概要

名称：医学部附属病院  
 目的：医学教育，研究及び診療  
 所在地：愛媛県東温市志津川454  
 設置年月：昭和51年5月  
 規模等：建物面積 72,126㎡

名称：教育学部附属幼稚園  
 目的：幼児教育，研究及び教員養成  
 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号  
 設置年月：昭和24年5月  
 規模等：建物面積 1,115㎡

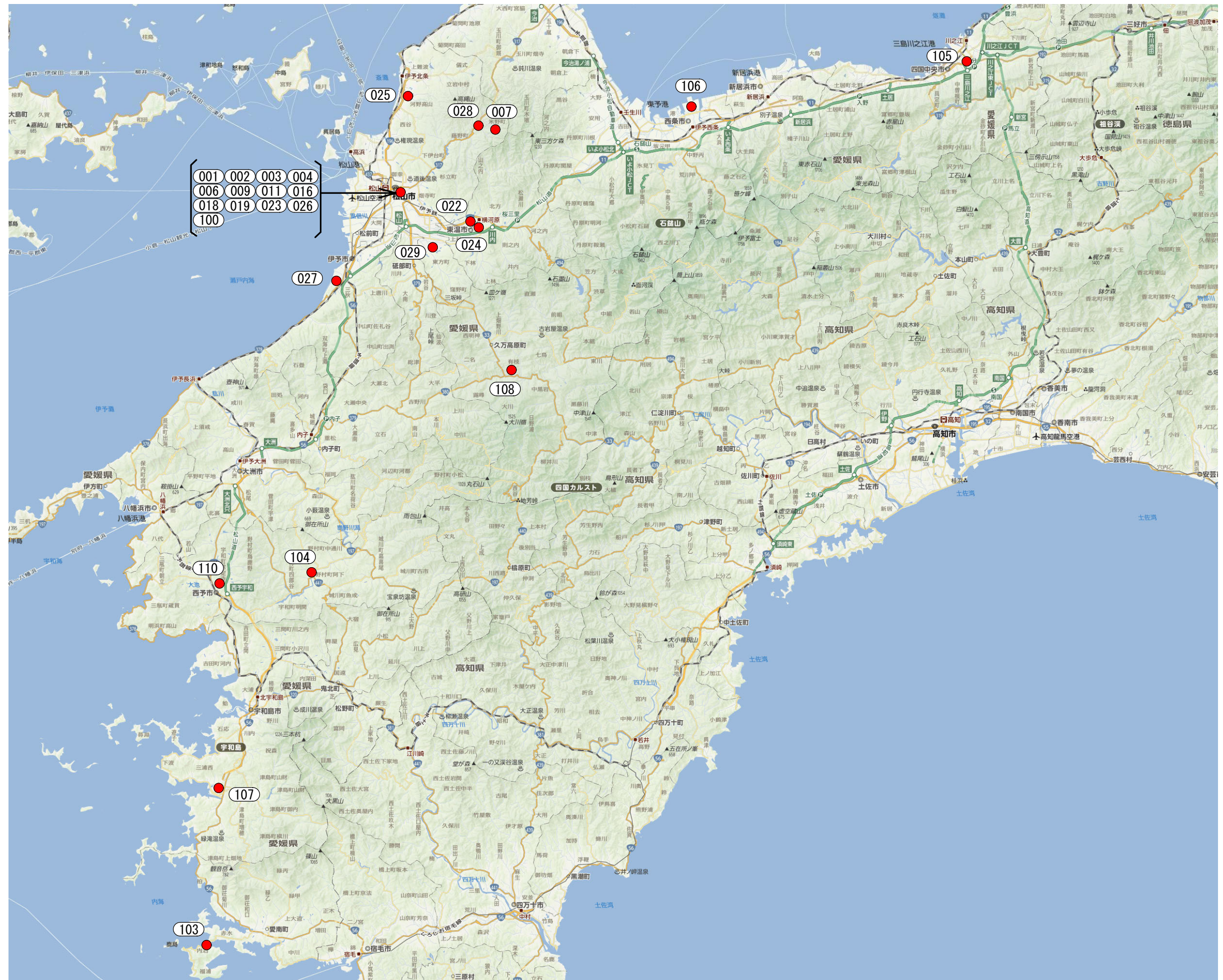
|   |
|---|
| <p>名称：教育学部附属小学校<br/> 目的：児童教育，研究及び教員養成<br/> 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号<br/> 設置年月：昭和24年5月<br/> 規模等：建物面積 5,700㎡</p>                     |
| <p>名称：教育学部附属中学校<br/> 目的：生徒教育，研究及び教員養成<br/> 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号<br/> 設置年月：昭和24年5月<br/> 規模等：建物面積 7,135㎡</p>                     |
| <p>名称：教育学部附属特別支援学校<br/> 目的：特別支援教育，研究及び教員養成<br/> 所在地：愛媛県松山市持田町1丁目5番22号<br/> 設置年月：昭和47年4月<br/> 規模等：建物面積 3,202㎡</p>                |
| <p>名称：愛媛大学附属高等学校<br/> 目的：高等普通教育及び専門教育，研究，教育実習<br/> 所在地：愛媛県松山市樽味3丁目2番40号<br/> 設置年月：平成20年4月<br/> 規模等：建物面積 13,785㎡</p>             |
| <p>名称：農学部附属農場<br/> 目的：農学の理論を探究しつつ，応用技術を総合化する研究及び学生生徒の実験実習<br/> 所在地：愛媛県松山市八反地甲498番地<br/> 設置年月：昭和29年4月<br/> 規模等：土地面積 187,722㎡</p> |
| <p>名称：農学部附属演習林<br/> 目的：森林・林業に関する研究及び学生生徒の実験実習<br/> 所在地：愛媛県松山市大井野町乙145番2<br/> 設置年月：昭和32年9月<br/> 規模等：土地面積 3,838,905㎡</p>          |
|   |

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「-」又は「該当なし」と記入すること。

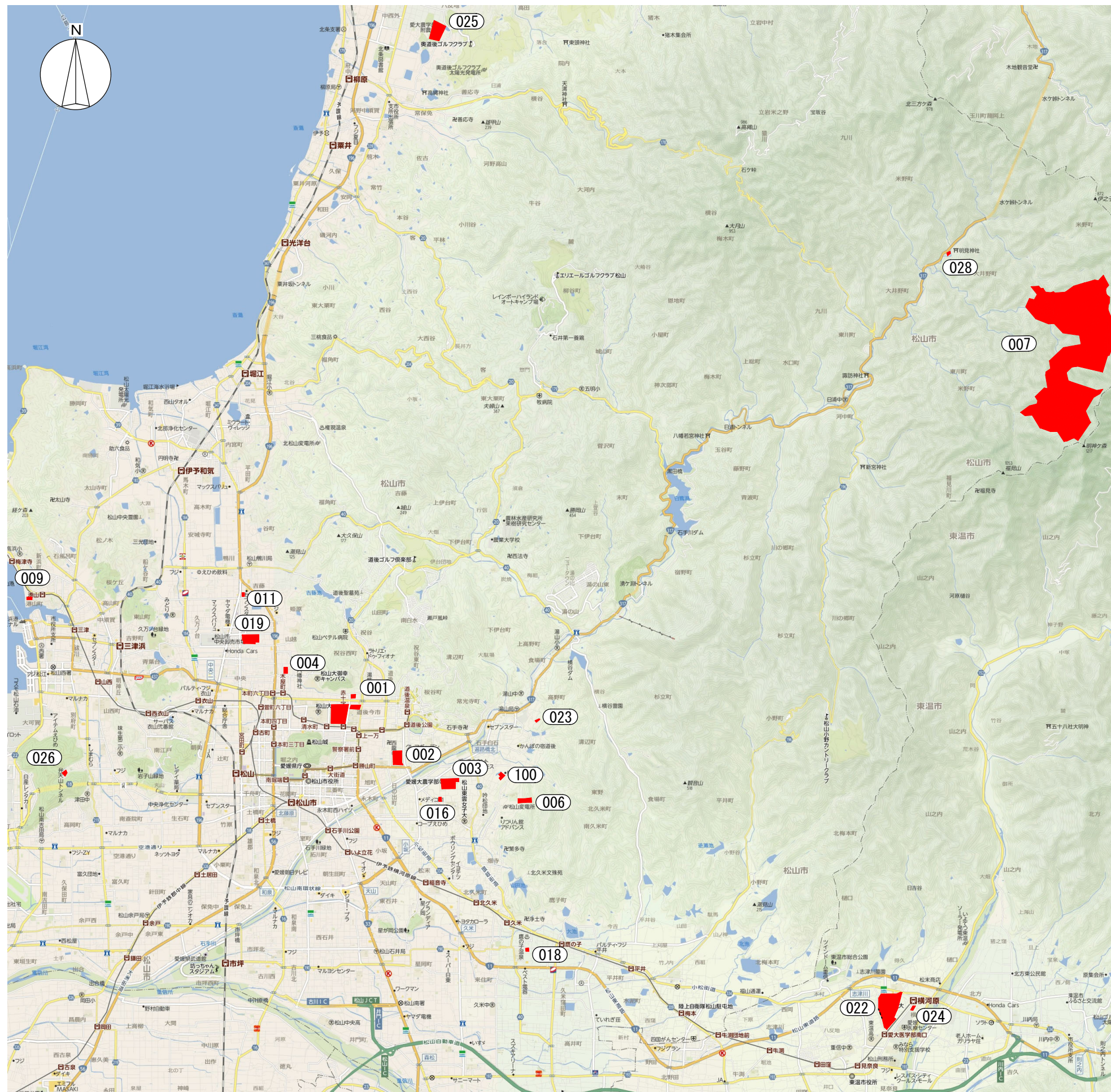
## 国立大学法人 愛媛大学 設置認可等に関わる組織の移行表

| 令和4年度<br>(医学部定員増をしなかった場合)   | 入学<br>定員 | 編入学<br>定員 | 収容<br>定員 | 令和4年度<br>(医学部定員増をした場合)  | 入学<br>定員     | 編入学<br>定員 | 収容<br>定員     | 変更の事由    |
|---|----------|-----------|----------|---|--------------|-----------|--------------|----------|
| <b>愛媛大学</b>   |          |           |          | <b>愛媛大学</b>   |              |           |              |          |
| 法文学部  | 3年次      |           |          | 法文学部  | 3年次          |           |              |          |
| 人文社会学科  | 365      | 30        | 1,520    | 人文社会学科  | 365          | 30        | 1,520        |          |
| (昼間主コース)  | 275      | 10        | 1,120    | (昼間主コース)  | 275          | 10        | 1,120        |          |
| (夜間主コース)  | 90       | 20        | 400      | (夜間主コース)  | 90           | 20        | 400          |          |
| 教育学部  |          |           |          | 教育学部  |              |           |              |          |
| 学校教育教員養成課程  | 160      | -         | 640      | 学校教育教員養成課程  | 160          | -         | 640          |          |
| 社会共創学部  |          |           |          | 社会共創学部  |              |           |              |          |
| 産業マネジメント学科  | 70       | -         | 280      | 産業マネジメント学科  | 70           | -         | 280          |          |
| 産業イノベーション学科   | 25       | -         | 100      | 産業イノベーション学科   | 25           | -         | 100          |          |
| 環境デザイン学科  | 35       | -         | 140      | 環境デザイン学科  | 35           | -         | 140          |          |
| 地域資源マネジメント学科  | 50       | -         | 200      | 地域資源マネジメント学科  | 50           | -         | 200          |          |
| 理学部   |          |           |          | 理学部   |              |           |              |          |
| 理学科   | 225      | -         | 900      | 理学科   | 225          | -         | 900          |          |
| 医学部   |          |           |          | 医学部   |              |           |              |          |
| 医学科   | 95       | 5         | 595      | 医学科   | <u>110</u>   | 5         | <u>610</u>   | 定員変更(15) |
| 看護学科  | 60       | 10        | 260      | 看護学科  | 60           | 10        | 260          |          |
| 工学部   |          |           |          | 工学部   |              |           |              |          |
| 工学科   | 500      | 10        | 2,020    | 工学科   | 500          | 10        | 2,020        |          |
| 農学部   |          |           |          | 農学部   |              |           |              |          |
| 食料生産学科  | 70       | 5         | 290      | 食料生産学科  | 70           | 5         | 290          |          |
| 生命機能学科  | 45       | 2         | 184      | 生命機能学科  | 45           | 2         | 184          |          |
| 生物環境学科  | 55       | 3         | 226      | 生物環境学科  | 55           | 3         | 226          |          |
| 計   | 1,755    | 5         | 7,355    | 計   | <u>1,770</u> | 5         | <u>7,370</u> |          |
|   |          | 3年次       |          |   |              | 3年次       |              |          |
|   |          | 60        |          |   |              | 60        |              |          |
| <b>愛媛大学大学院</b>  |          |           |          | <b>愛媛大学大学院</b>  |              |           |              |          |
| 人文社会科学研究科   |          |           |          | 人文社会科学研究科   |              |           |              |          |
| 法文学専攻(M)  | 12       | -         | 24       | 法文学専攻(M)  | 12           | -         | 24           |          |
| 産業システム創成専攻(M)   | 8        | -         | 16       | 産業システム創成専攻(M)   | 8            | -         | 16           |          |
| 教育学研究科  |          |           |          | 教育学研究科  |              |           |              |          |
| 心理発達臨床専攻(M)   | 10       | -         | 20       | 心理発達臨床専攻(M)   | 10           | -         | 20           |          |
| 教育実践高度化専攻(P)  | 40       | -         | 80       | 教育実践高度化専攻(P)  | 40           | -         | 80           |          |
| 医学系研究科  |          |           |          | 医学系研究科  |              |           |              |          |
| 医学専攻(D)   | 30       | -         | 120      | 医学専攻(D)   | 30           | -         | 120          |          |
| 看護学専攻(M)  | 12       | -         | 24       | 看護学専攻(M)  | 12           | -         | 24           |          |
| (うち、看護学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)   | (2)      | -         | (4) ※    | (うち、看護学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)   | (2)          | -         | (4) ※        |          |
| 看護学専攻(D)  | 2        | -         | 6        | 看護学専攻(D)  | 2            | -         | 6            |          |
| 理工学研究科  |          |           |          | 理工学研究科  |              |           |              |          |
| 生産環境工学専攻(M)   | 62       | -         | 124      | 生産環境工学専攻(M)   | 62           | -         | 124          |          |
| 物質生命工学専攻(M)   | 61       | -         | 122      | 物質生命工学専攻(M)   | 61           | -         | 122          |          |
| 電子情報工学専攻(M)   | 59       | -         | 118      | 電子情報工学専攻(M)   | 59           | -         | 118          |          |
| 数理物質科学専攻(M)   | 40       | -         | 80       | 数理物質科学専攻(M)   | 40           | -         | 80           |          |
| 環境機能科学専攻(M)   | 28       | -         | 56       | 環境機能科学専攻(M)   | 28           | -         | 56           |          |
| 生産環境工学専攻(D)   | 6        | -         | 18       | 生産環境工学専攻(D)   | 6            | -         | 18           |          |
| 物質生命工学専攻(D)   | 5        | -         | 15       | 物質生命工学専攻(D)   | 5            | -         | 15           |          |
| 電子情報工学専攻(D)   | 4        | -         | 12       | 電子情報工学専攻(D)   | 4            | -         | 12           |          |
| 数理物質科学専攻(D)   | 4        | -         | 12       | 数理物質科学専攻(D)   | 4            | -         | 12           |          |
| 環境機能科学専攻(D)   | 4        | -         | 12       | 環境機能科学専攻(D)   | 4            | -         | 12           |          |
| 農学研究科   |          |           |          | 農学研究科   |              |           |              |          |
| 食料生産学専攻(M)  | 26       | -         | 52       | 食料生産学専攻(M)  | 26           | -         | 52           |          |
| (うち食料生産学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)  | (1)      | -         | (2) ※    | (うち食料生産学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)  | (1)          | -         | (2) ※        |          |
| 生命機能学専攻(M)  | 23       | -         | 46       | 生命機能学専攻(M)  | 23           | -         | 46           |          |
| 生物環境学専攻(M)  | 23       | -         | 46       | 生物環境学専攻(M)  | 23           | -         | 46           |          |
| (うち生物環境学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)  | (2)      | -         | (4) ※    | (うち生物環境学専攻から医農融合公衆衛生学環の内数とする入学定員及び収容定員数)  | (2)          | -         | (4) ※        |          |
| 連合農学研究科   |          |           |          | 連合農学研究科   |              |           |              |          |
| 生物資源生産学専攻(D)  | 9        | -         | 27       | 生物資源生産学専攻(D)  | 9            | -         | 27           |          |
| 生物資源利用学専攻(D)  | 4        | -         | 12       | 生物資源利用学専攻(D)  | 4            | -         | 12           |          |
| 生物環境保全学専攻(D)  | 4        | -         | 12       | 生物環境保全学専攻(D)  | 4            | -         | 12           |          |
| 医農融合公衆衛生学環(M)   | (5)      | -         | (10) ※   | 医農融合公衆衛生学環(M)   | (5)          | -         | (10) ※       |          |
| 計   | 476      | -         | 1,054    | 計   | 476          | -         | 1,054        |          |
| ※医農融合公衆衛生学環(M)の入学定員及び収容定員は、医学系研究科看護学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。 |          |           |          | ※医農融合公衆衛生学環(M)の入学定員及び収容定員は、医学系研究科看護学専攻(M)、農学研究科食料生産学専攻(M)及び農学研究科生物環境学専攻(M)の内数とする。 |              |           |              |          |



| 学校番号 | 学 校 名 | 作成年度 |
|------|-------|------|
| 0352 | 愛媛大学  | R3年度 |





愛媛大学全団地一覧表

| 団地番号 | 団地名 | 所在地名                             | 学部等名                     |
|------|-----|----------------------------------|--------------------------|
| 001  | 城北  | 松山市文京町3番、文京町2番5号、道後樋又10番13号      | 法文・理・工・教育・社会共創・共通教育・大学本部 |
| 002  | 持田  | 松山市持田町1丁目5番22号                   | 附属小・中・幼・特別支援学校           |
| 003  | 樽味  | 松山市樽味3丁目5番7号                     | 農・附属高校                   |
| 004  | 御幸  | 松山市御幸2丁目3番15号                    | 学生寄宿舎                    |
| 006  | 畑寺  | 松山市畑寺町丙47番2号                     | 農・附属高校                   |
| 007  | 米野  | 松山市米野町乙184-1                     | 演習林                      |
| 009  | 梅津寺 | 松山市梅津寺町1861                      | 借用団地（課外施設 木ノト艇庫）         |
| 011  | 東長戸 | 松山市東長戸4丁目3番1号                    | 職員宿舎                     |
| 016  | 北吉井 | 松山市桑原2丁目9番8号                     | 職員宿舎                     |
| 018  | 鷹子  | 松山市鷹子町40番地                       | 国際交流会館                   |
| 019  | 山越  | 松山市山越4丁目11番10号                   | 屋外運動場・課外施設               |
| 022  | 重信  | 東温市志津川                           | 医学部・附属病院                 |
| 023  | 溝辺  | 松山市溝辺町乙298番地                     | 附属高校                     |
| 024  | 横河原 | 東温市横河原                           | 職員宿舎                     |
| 025  | 北条  | 松山市八反地甲498番地                     | 附属農場                     |
| 026  | 津田山 | 松山市北斎院町津田山乙223番地                 | 附属特別支援学校                 |
| 027  | 伊予  | 伊予市森字下新田甲736番1                   | 借用団地（課外施設 ヌット艇庫）         |
| 028  | 大井野 | 松山市大井野町乙145番2                    | 演習林・短期学生宿舎               |
| 029  | 東方  | 松山市東方町甲2032-1、2034-1、2036、2037   | 附属農場                     |
| 100  | 東野  | 松山市東野4丁目222番地                    | 演習林                      |
| 103  | 愛南  | 南宇和郡愛南町船越1289-1<br>南宇和郡愛南町内泊25-1 | 借用団地（南予水産研究センター）         |
| 104  | 野村  | 西予市野村町野村9号53番地                   | 借用団地（地域フライセンター）          |
| 105  | 川之江 | 四国中央市妻島町乙127                     | 借用団地（紙産業イノベーションセンター）     |
| 106  | 西条  | 西条市ひうち1番地16                      | 借用団地（地域協働センター西条）         |
| 107  | 宇和島 | 宇和島市津島町近家1651番34                 | 借用団地（植物工場研究センター）         |
| 108  | 久万  | 上浮穴郡久万高原町菅生二番耕地280-38            | 借用団地（農学部）                |
| 110  | 宇和  | 西予市宇和町卯之町2-24                    | 借用団地（地域協働センター南予）         |

| 学校番号 | 学 校 名   | 作成年度 |
|------|---------|------|
| 0352 | 愛 媛 大 学 | R3年度 |

# エリアマップ



## 各キャンパスへのアクセス

**城北キャンパス** 【市内電車】赤十字病院前下車→徒歩3分

**樽味キャンパス** 【市内バス8番線】愛大農学部前下車

**持田地区** 【市内電車】勝山町下車→徒歩10分  
【市内バス10番線】附属中学前下車

**重信キャンパス** 【郊外電車横河原線】愛大医学部南口駅下車→徒歩5分  
【路線バス森松・横河原線】愛大病院前下車  
【郊外バス川内方面行き】北吉井小学校前または愛大病院前下車  
【郊外バス新居浜方面行き】愛大病院前下車



## 交通アクセス

### ■ バス利用の場合

松山市駅前⑧番のりばから川内方面行きに乗車、愛大病院前で下車(約35分)

### ■ 電車利用の場合

JR松山駅から徒歩5分、伊予鉄大手町駅で横河原方面に乗車、愛大医学部南口で下車(約35分)

### ■ タクシー利用の場合

松山市駅～愛媛大学医学部及び附属病院(約30分)  
JR松山駅～愛媛大学医学部及び附属病院(約40分)  
松山空港～愛媛大学医学部及び附属病院(約50分)

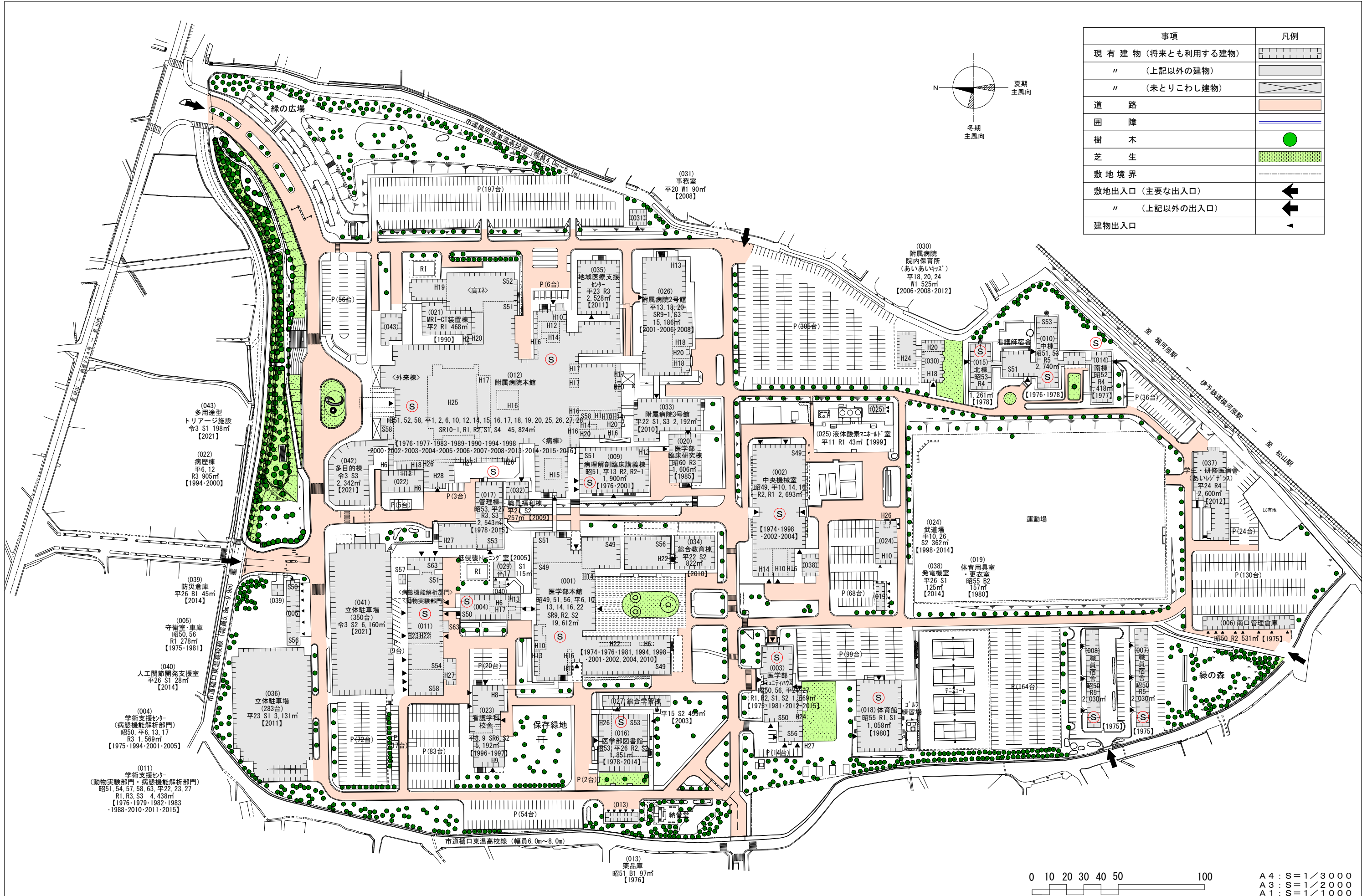
## 愛媛大学大学院医学系研究科

Ehime University Graduate School of Medicine

## 愛媛大学医学部／附属病院

University School of Medicine／University Hospital

愛大医学部南口  
Aidaiigakubuminamiguchi



| 事項               | 凡例 |
|------------------|----|
| 現有建物（将来とも利用する建物） |    |
| 〃（上記以外の建物）       |    |
| 〃（未とりこわし建物）      |    |
| 道路               |    |
| 囲障               |    |
| 樹木               |    |
| 芝生               |    |
| 敷地境界             |    |
| 敷地出入口（主要な出入口）    |    |
| 〃（上記以外の出入口）      |    |
| 建物出入口            |    |

| 敷地面積     | 建築面積    | 建物延面積    | 建ぺい率 | 容積率 | 全学生数 | 学部等名   | 団地番号 | 団地名 | 所在地    | 学校番号 | 学校名  | 作成年度 |
|----------|---------|----------|------|-----|------|--|------|-----|--------|------|------|------|
| 191,168㎡ | 44,813㎡ | 139,118㎡ | 23%  | 73% | 750人 | 医学部(医学科,看護学科),医学部附属病院本院,学術支援センター(動物実験部門,病態機能解析部門),プロテオサイエンスセンター,大学図書館,宿舎,保育所 | 022  | 重信  | 東温市志津川 | 0352 | 愛媛大学 | R3年度 |

目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条～第3条）

第2節 教育研究組織（第4条）

第3節 収容定員（第5条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）

第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）

第4節 入学（第29条～第40条）

第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）

第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）

第7節 教育職員免許（第49条）

第8節 賞罰（第50条・第51条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び  
外国人留学生（第52条～第57条）

第10節 検定料、入学科、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）

第3章 厚生補導（第71条・第72条）

第4章 公開講座等（第73条・第74条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 教育研究組織

（学科、課程）

第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

法文学部 人文社会学科

教育学部 学校教育教員養成課程

社会共創学部 産業マネジメント学科

産業イノベーション学科

|     |              |
|-----|--------------|
|     | 環境デザイン学科     |
|     | 地域資源マネジメント学科 |
| 理学部 | 理学科          |
| 医学部 | 医学科          |
|     | 看護学科         |
| 工学部 | 工学科          |
| 農学部 | 食料生産学科       |
|     | 生命機能学科       |
|     | 生物環境学科       |

### 第3節 収容定員

(収容定員)

第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部     | 学科・課程        | 収容定員  |       |      |       |
|--------|--------------|-------|-------|------|-------|
|        |              | 入学定員  | 編入学定員 |      | 総定員   |
|        |              |       | 第2年次  | 第3年次 |       |
| 法文学部   | 人文社会学科       | 人     |       | 人    | 人     |
|        | 昼間主コース       | 275   |       | 10   | 1,120 |
|        | 夜間主コース       | 90    |       | 20   | 400   |
|        | 計            | 365   |       | 30   | 1,520 |
| 教育学部   | 学校教育教員養成課程   | 160   |       |      | 640   |
|        | 計            | 160   |       |      | 640   |
| 社会共創学部 | 産業マネジメント学科   | 70    |       |      | 280   |
|        | 産業イノベーション学科  | 25    |       |      | 100   |
|        | 環境デザイン学科     | 35    |       |      | 140   |
|        | 地域資源マネジメント学科 | 50    |       |      | 200   |
|        | 計            | 180   |       |      | 720   |
| 理学部    | 理学科          | 225   |       |      | 900   |
|        | 計            | 225   |       |      | 900   |
| 医学部    | 医学科          | 95    | 5     |      | 595   |
|        | 看護学科         | 60    |       | 10   | 260   |
|        | 計            | 155   | 5     | 10   | 855   |
| 工学部    | 工学科          | 500   |       | 10   | 2,020 |
|        | 計            | 500   |       | 10   | 2,020 |
| 農学部    | 食料生産学科       | 70    |       | 5    | 290   |
|        | 生命機能学科       | 45    |       | 2    | 184   |
|        | 生物環境学科       | 55    |       | 3    | 226   |
|        | 計            | 170   |       | 10   | 700   |
| 合計     |              | 1,755 | 5     | 60   | 7,355 |

## 第2章 学部通則

### 第1節 学年，学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日（法文学部の夜間主コースを除く。）

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

## 第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあつては、1年次、2年次及び3年次において6年(第36条の2の規定により第2年次に編入学した者の2年次及び3年次においては4年)並びに4年次、5年次及び6年次において6年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあつては、1年次及び2年次において4年並びに3年次及び4年次において4年を超えることができないものとする。

## 第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第11条 授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(教育課程の編成方針)

第12条 学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第1項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

(教育課程の編成方法)

第13条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(教職に関する専門教育科目)

第14条 教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

(履修方法)

第15条 学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第16条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、

前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 17 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 25 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 24 条第 2 項及び第 4 項並びに第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 18 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 9 条第 1 項に規定する修業年限の 2 倍の年数に、4 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位計算方法)

第 19 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与及び成績判定)

第 20 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、前条第 2 項の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目の成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の 5 種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 21 条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第 22 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。



2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他学部の授業科目の履修)

第23条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、第17条第1項及び第2項並びに第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4 第1項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに前条第2項及び第4項並びに次条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第25条の2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに第24条第2項及び第4項並びに第25条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第26条 第57条に規定する外国人留学生に対しては、第11条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。

2 外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第15条の規定にかかわらず、別に特例を定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第27条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 本学又は各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第4節 入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入

学させることができる。

(入学資格)

第30条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第31条 本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第58条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第33条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第59条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条第1項及び第2項の規定により入学料の免除又は第67条第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第34条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第35条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 修業年限4年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者
- (5) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 外国において学校教育における14年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項

に規定する者に限る。)

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第3号に掲げる者にあつては、毎学年の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(第3年次編入学)

第36条 前条に定めるもののほか、第5条に定める第3年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (3) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、相当の単位を修得した者
  - (4) 学校教育法施行規則第100条の2に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
  - (5) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
  - (6) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
  - (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
  - (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
  - 3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(医学部医学科第2年次編入学)

第36条の2 第35条に定めるもののほか、第5条に定める医学部医学科の第2年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。)
  - (3) 大学院(修士課程又は博士課程)を修了した者
  - (4) 外国において学校教育における16年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。
  - 3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(再入学)

第37条 本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学及び再入学の出願手続等)

第38条 第35条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第31条及び第33条の規定を準用する。

(転学部)

第39条 本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。

2 前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(入学許可の取消)

第40条 第33条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

#### 第5節 休学、留学、退学等

(休学)

第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。ただし、休学期間は連続して3年を超えることができない。

4 疾病のため修学することが適当でないとする場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。

5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。

6 休学が2か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

7 休学した期間は、これを第10条に規定する在学期間に算入しない。

8 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(留学)

第42条 学生が、第24条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第9条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(受験許可)

第44条 学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に変更して入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第10条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(2) 長期にわたり行方不明の者

(3) 授業料の納付の義務を怠る者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の一部の免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

#### 第6節 卒業の認定及び学位の授与

(卒業)

第46条 第9条第1項に規定する期間以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第22条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にあつては、その超える単位数を60単位に加えて認定する。

3 第1項に規定する卒業の認定には、学部の定めるところにより、GPA (Grade Point Average) の基準を満たすことを卒業要件に加えることができる。

4 卒業させる時期は、各学期の終わりとする。

(早期卒業)

第47条 本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学し

たもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第48条 卒業者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

#### 第7節 教育職員免許

(教育職員免許)

第49条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

#### 第8節 賞罰

(表彰)

第50条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

#### 第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生

(研究生)

第52条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則(以下「基本規則」という。)第30条に定める機構等及び基本規則第31条に定める学内施設(以下「機構等・学内施設」という。)の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することができる。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第53条 本学の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することができる。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学若しくは短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することができる。

(受託研究生等)

第 55 条 公共機関等から受託研究生等として受入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受入れを許可することがある。

(研究生等に関する規程)

第 56 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、第 5 条に規定する収容定員の定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

#### 第 10 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第 58 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

- 2 受理した検定料は、返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合に、第 1 段階目の選抜の不合格者が第 2 段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

(入学料)

第 59 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

- 2 受理した入学料は、返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

(授業料)

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

- 2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の 2 期に分けてそれぞれの年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとする。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 前期  | 4 月 1 日から 9 月 23 日まで    |
| 納付期 | 4 月 1 日から 4 月 30 日まで    |
| 後期  | 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで |
| 納付期 | 9 月 24 日から 10 月 31 日まで  |
- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
- 5 受理した授業料は、返還しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学を許可された時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学を開始する月の翌月（休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月）以降の授業料相当額を返還する。
- 7 第 5 項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

(復学の場合の授業料)

第 61 条 復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

(学年中途卒業の場合の授業料)

第 62 条 学年の途中で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第 63 条 退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

(停学の場合の授業料)

第 64 条 停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

(寄宿料)

第 65 条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

(検定料の免除)

第 65 条の 2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の免除)

第 66 条 特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 8 条第 1 項に定める授業料等減免対象者として認定された者については、入学料の全額又は一部を免除することがある。

3 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第 67 条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4 月入学者については 9 月 23 日まで、9 月入学者については 2 月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の免除等)

第 68 条 次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。

(1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者

(3) 修学支援法第 8 条第 1 項に定める授業料等減免対象者として認定された者

(4) その他学長が特に必要と認める者

2 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。

3 特別な事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。

4 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の免除)

第 69 条 死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(研究生等の検定料，入学料及び授業料)

第70条 研究生，科目等履修生及び聴講生は，検定料，入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生，科目等履修生及び聴講生の検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法は，別に定める。

3 国立大学，国立短期大学又は国立高等専門学校<sup>1</sup>の学生である特別聴講学生については，検定料，入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学，短期大学若しくは高等専門学校（以下「公私立等の大学等」という。）又は外国の大学若しくは短期大学（以下「外国の大学等」という。）の学生である特別聴講学生については，授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は，別に定める。

5 前項の規定にかかわらず，本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は，当該協定等に基づく特別聴講学生については，授業料を徴収しない。

### 第3章 厚生補導

(厚生補導組織)

第71条 厚生補導に関し，基本規則第19条の規定による委員会を置くほか，各学部に学生生活担当教員を置く。

2 学生生活担当教員規程は，別に定める。

(厚生補導施設等)

第72条 本学に，大学会館等の厚生補導施設及び寄宿舎(以下「厚生補導施設等」という。)を置く。

2 厚生補導施設等に関する規程は，別に定める。

### 第4章 公開講座等

(公開講座)

第73条 公開講座は，教授会の議を経て随時にこれを開設する。

2 公開講座に関する科目等については，その都度これを定める。

3 公開講座の講習料については，別に定める。

(特別の課程の履修証明)

第74条 本学は，学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は，別に定める。

### 附 則

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程，履修方法，卒業，修了，学位等については，なお従前の例による。

### 附 則

この学則は，平成16年6月1日から施行する。

### 附 則

この学則は，平成16年8月4日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

### 附 則

この学則は，平成16年12月1日から施行する。

### 附 則

この学則は，平成16年12月8日から施行する。

### 附 則

1 この学則は，平成17年4月1日から施行する。



- 2 理学部の数理科学科、物質理学科及び生物地球圏科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成17年度から平成19年度までの理学部の各学科の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部  | 学科・課程            | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----|------------------|--------|--------|--------|
|     |                  | 総定員    | 総定員    | 総定員    |
| 理学部 | 数学科              | 50     | 100    | 150    |
|     | 物理学科             | 50     | 100    | 150    |
|     | 化学科              | 52     | 104    | 156    |
|     | 生物学科             | 43     | 86     | 129    |
|     | 地球科学科<br>(従前の学科) | 30     | 60     | 90     |
|     | 数理科学科            | 150    | 100    | 50     |
|     | 物質理学科            | 285    | 190    | 95     |
|     | 生物地球圏科学科         | 240    | 160    | 80     |
|     | 計                | 900    | 900    | 900    |

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については、改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部   | 学科・課程  | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
|      |        | 総定員    | 総定員    | 総定員    |
| 法文学部 | 総合政策学科 |        |        |        |

|  |        |          |          |          |
|--|--------|----------|----------|----------|
|  | 昼間主コース | 1, 0 4 0 | 1, 0 4 0 | 1, 0 4 0 |
|  | 夜間主コース | 4 4 0    | 4 2 0    | 4 0 0    |
|  | 人文学科   |          |          |          |
|  | 昼間主コース | 4 6 0    | 4 6 0    | 4 6 0    |
|  | 夜間主コース | 1 8 0    | 2 0 0    | 2 2 0    |
|  | 計      | 2, 1 2 0 | 2, 1 2 0 | 2, 1 2 0 |

3 改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部   | 学科・課程  | 平成20年度   | 平成21年度   |
|------|--------|----------|----------|
|      |        | 総定員      | 総定員      |
| 法文学部 | 総合政策学科 |          |          |
|      | 昼間主コース | 1, 0 5 0 | 1, 0 6 0 |
|      | 夜間主コース | 4 1 0    | 3 8 0    |
|      | 人文学科   |          |          |
|      | 昼間主コース | 4 6 0    | 4 6 0    |
|      | 夜間主コース | 2 0 0    | 2 2 0    |
|      | 計      | 2, 1 2 0 | 2, 1 2 0 |

3 教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

4 平成20年度から平成22年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部   | 学科・課程             | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|-------------------|--------|--------|--------|
|      |                   | 総定員    | 総定員    | 総定員    |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程        | 4 0 0  | 4 0 0  | 4 0 0  |
|      | 特別支援教育教員養成課程      | 2 0    | 4 0    | 6 0    |
|      | 総合人間形成課程          | 6 0    | 1 2 0  | 1 8 0  |
|      | スポーツ健康科学課程        | 2 0    | 4 0    | 6 0    |
|      | 芸術文化課程<br>(従前の課程) | 1 1 0  | 1 0 0  | 9 0    |
|      | 障害児教育教員養成課程       | 6 0    | 4 0    | 2 0    |
|      | 生活健康課程            | 1 2 0  | 8 0    | 4 0    |
|      | 情報文化課程            | 9 0    | 6 0    | 3 0    |
|      |                   | 計      | 8 8 0  | 8 8 0  |

5 平成20年3月31日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者

の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成34年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部     | 医学部  |     |      |     | 全学部   |       |
|--------|------|-----|------|-----|-------|-------|
|        | 医学科  |     | 全学科  |     |       |       |
|        | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員   |
| 平成21年度 | 100  | 570 | 160  | 830 | 1,780 | 7,450 |
| 平成22年度 | 100  | 580 | 160  | 840 | 1,780 | 7,460 |
| 平成23年度 | 100  | 590 | 160  | 850 | 1,780 | 7,470 |
| 平成24年度 | 100  | 600 | 160  | 860 | 1,780 | 7,480 |
| 平成25年度 | 100  | 610 | 160  | 870 | 1,780 | 7,490 |
| 平成26年度 | 100  | 620 | 160  | 880 | 1,780 | 7,500 |
| 平成27年度 | 100  | 620 | 160  | 880 | 1,780 | 7,500 |
| 平成28年度 | 100  | 620 | 160  | 880 | 1,780 | 7,500 |
| 平成29年度 | 100  | 620 | 160  | 880 | 1,780 | 7,500 |
| 平成30年度 | 95   | 615 | 155  | 875 | 1,775 | 7,495 |
| 平成31年度 | 95   | 610 | 155  | 870 | 1,775 | 7,490 |
| 平成32年度 | 95   | 605 | 155  | 865 | 1,775 | 7,485 |
| 平成33年度 | 95   | 600 | 155  | 860 | 1,775 | 7,480 |
| 平成34年度 | 95   | 595 | 155  | 855 | 1,775 | 7,475 |

- 3 平成21年度から平成23年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部   | 学科・課程  | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
|      |        | 総定員    | 総定員    | 総定員    |
| 法文学部 | 総合政策学科 |        |        |        |
|      | 昼間主コース | 1,070  | 1,080  | 1,090  |
|      | 夜間主コース | 360    | 320    | 300    |
|      | 人文学科   |        |        |        |
|      | 昼間主コース | 470    | 480    | 490    |
|      | 夜間主コース | 220    | 240    | 240    |
|      | 計      | 2,120  | 2,120  | 2,120  |

- 4 平成21年3月31日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の医学部医学科の第3年次編入学定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、5人とし、平成22年度以前に入学した第3年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学

定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部     | 医学部  |     |      |     | 全学部   |       |
|--------|------|-----|------|-----|-------|-------|
|        | 医学科  |     | 全学科  |     |       |       |
|        | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員   |
| 平成22年度 | 107  | 592 | 167  | 852 | 1,787 | 7,472 |
| 平成23年度 | 107  | 609 | 167  | 869 | 1,787 | 7,489 |
| 平成24年度 | 107  | 626 | 167  | 886 | 1,787 | 7,506 |
| 平成25年度 | 107  | 643 | 167  | 903 | 1,787 | 7,523 |
| 平成26年度 | 107  | 660 | 167  | 920 | 1,787 | 7,540 |
| 平成27年度 | 107  | 667 | 167  | 927 | 1,787 | 7,547 |
| 平成28年度 | 107  | 667 | 167  | 927 | 1,787 | 7,547 |
| 平成29年度 | 107  | 667 | 167  | 927 | 1,787 | 7,547 |
| 平成30年度 | 102  | 662 | 162  | 922 | 1,782 | 7,542 |
| 平成31年度 | 102  | 657 | 162  | 917 | 1,782 | 7,537 |
| 平成32年度 | 95   | 645 | 155  | 905 | 1,775 | 7,525 |
| 平成33年度 | 95   | 633 | 155  | 893 | 1,775 | 7,513 |
| 平成34年度 | 95   | 621 | 155  | 881 | 1,775 | 7,501 |
| 平成35年度 | 95   | 609 | 155  | 869 | 1,775 | 7,489 |
| 平成36年度 | 95   | 602 | 155  | 862 | 1,775 | 7,482 |

- 4 平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成27年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部     | 医学部  |     |      |     | 全学部   |       |
|--------|------|-----|------|-----|-------|-------|
|        | 医学科  |     | 全学科  |     |       |       |
|        | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員   |
| 平成27年度 | 110  | 670 | 170  | 930 | 1,790 | 7,550 |
| 平成28年度 | 110  | 673 | 170  | 933 | 1,790 | 7,553 |
| 平成29年度 | 110  | 676 | 170  | 936 | 1,790 | 7,556 |
| 平成30年度 | 105  | 674 | 165  | 934 | 1,785 | 7,554 |
| 平成31年度 | 105  | 672 | 165  | 932 | 1,785 | 7,552 |
| 平成32年度 | 95   | 660 | 155  | 920 | 1,775 | 7,540 |
| 平成33年度 | 95   | 645 | 155  | 905 | 1,775 | 7,525 |
| 平成34年度 | 95   | 630 | 155  | 890 | 1,775 | 7,510 |
| 平成35年度 | 95   | 615 | 155  | 875 | 1,775 | 7,495 |
| 平成36年度 | 95   | 605 | 155  | 865 | 1,775 | 7,485 |

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課

程及び芸術文化課程並びに農学部生物資源学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間継続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

3 平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部     | 学科・課程        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------------|--------|--------|--------|
|        |              | 総定員    | 総定員    | 総定員    |
| 法文学部   | 人文社会学科       |        |        |        |
|        | 昼間主コース       | 275    | 550    | 835    |
|        | 夜間主コース       | 90     | 180    | 290    |
|        | (従前の学科)      |        |        |        |
|        | 総合政策学科       |        |        |        |
|        | 昼間主コース       | 830    | 560    | 280    |
|        | 夜間主コース       | 220    | 160    | 80     |
|        | 人文学科         |        |        |        |
|        | 昼間主コース       | 375    | 250    | 125    |
| 夜間主コース | 190          | 140    | 70     |        |
|        | 計            | 1,980  | 1,840  | 1,680  |
| 教育学部   | 学校教育教員養成課程   | 440    | 480    | 520    |
|        | 特別支援教育教員養成課程 | 80     | 80     | 80     |
|        | (従前の課程)      |        |        |        |
|        | 総合人間形成課程     | 180    | 120    | 60     |
|        | スポーツ健康科学課程   | 60     | 40     | 20     |
|        | 芸術文化課程       | 60     | 40     | 20     |
|        | 計            | 820    | 760    | 700    |
| 社会共創学部 | 産業マネジメント学科   | 70     | 140    | 210    |
|        | 産業イノベーション学科  | 25     | 50     | 75     |
|        | 環境デザイン学科     | 35     | 70     | 105    |
|        | 地域資源マネジメント学科 | 50     | 100    | 150    |
|        | 計            | 180    | 360    | 540    |
| 農学部    | 食料生産学科       | 70     | 140    | 215    |
|        | 生命機能学科       | 45     | 90     | 137    |
|        | 生物環境学科       | 55     | 110    | 168    |
|        | (従前の学科)      |        |        |        |
|        | 生物資源学科       | 530    | 360    | 180    |
|        | 計            | 700    | 700    | 700    |

4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

|        | 全学部   |       |
|--------|-------|-------|
|        | 入学定員  | 総定員   |
| 平成28年度 | 1,770 | 7,533 |
| 平成29年度 | 1,770 | 7,516 |
| 平成30年度 | 1,765 | 7,474 |
| 平成31年度 | 1,765 | 7,432 |
| 平成32年度 | 1,755 | 7,420 |
| 平成33年度 | 1,755 | 7,405 |
| 平成34年度 | 1,755 | 7,390 |
| 平成35年度 | 1,755 | 7,375 |
| 平成36年度 | 1,755 | 7,365 |

5 平成27年度以前に入学した者に係る休学については、改正後の第41条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部     | 医学部  |     |      |     | 全学部   |       |
|--------|------|-----|------|-----|-------|-------|
|        | 医学科  |     | 全学科  |     |       |       |
|        | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員   |
| 平成30年度 | 110  | 679 | 170  | 939 | 1,770 | 7,479 |
| 平成31年度 | 110  | 682 | 170  | 942 | 1,770 | 7,442 |
| 平成32年度 | 95   | 670 | 155  | 930 | 1,755 | 7,430 |
| 平成33年度 | 95   | 655 | 155  | 915 | 1,755 | 7,415 |
| 平成34年度 | 95   | 640 | 155  | 900 | 1,755 | 7,400 |
| 平成35年度 | 95   | 625 | 155  | 885 | 1,755 | 7,385 |
| 平成36年度 | 95   | 610 | 155  | 870 | 1,755 | 7,370 |

附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び地球科学科並びに工学部の機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科及び情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

3 平成31年度から平成33年度までの理学部及び工学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部  | 学科・課程           | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-----|-----------------|--------|--------|--------|
|     |                 | 総定員    | 総定員    | 総定員    |
| 理学部 | 理学科<br>(従前の学科)  | 225    | 450    | 675    |
|     | 数学科             | 150    | 100    | 50     |
|     | 物理学科            | 150    | 100    | 50     |
|     | 化学科             | 156    | 104    | 52     |
|     | 生物学科            | 129    | 86     | 43     |
|     | 地球科学科           | 90     | 60     | 30     |
|     | 計               | 900    | 900    | 900    |
| 工学部 | 工学科<br>(従前の学科)  | 500    | 1,000  | 1,510  |
|     | 機械工学科           | 270    | 180    | 90     |
|     | 電気電子工学科         | 240    | 160    | 80     |
|     | 環境建設工学科         | 270    | 180    | 90     |
|     | 機能材料工学科         | 210    | 140    | 70     |
|     | 応用化学科           | 270    | 180    | 90     |
|     | 情報工学科<br>(学科共通) | 240    | 160    | 80     |
|     | 計               | 2,020  | 2,020  | 2,020  |

- 4 平成31年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

|        | 全学部   |       |
|--------|-------|-------|
|        | 入学定員  | 総定員   |
| 平成31年度 | 1,770 | 7,442 |
| 平成32年度 | 1,755 | 7,430 |
| 平成33年度 | 1,755 | 7,415 |
| 平成34年度 | 1,755 | 7,400 |
| 平成35年度 | 1,755 | 7,385 |
| 平成36年度 | 1,755 | 7,370 |

- 5 平成31年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 教育学部の特別支援教育教員養成課程は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 令和2年度から令和4年度までの教育学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部   | 学科・課程                 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-----------------------|-------|-------|-------|
|      |                       | 総定員   | 総定員   | 総定員   |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程<br>(従前の課程) | 580   | 600   | 620   |
|      | 特別支援教育教員養成課程          | 60    | 40    | 20    |
|      | 計                     | 640   | 640   | 640   |

- 4 令和2年度から令和8年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

| 学部    | 医学部  |     |      |     | 全学部   |       |
|-------|------|-----|------|-----|-------|-------|
|       | 医学科  |     | 全学科  |     | 入学定員  | 総定員   |
|       | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 |       |       |
| 令和2年度 | 110  | 685 | 170  | 945 | 1,770 | 7,445 |
| 令和3年度 | 110  | 685 | 170  | 945 | 1,770 | 7,445 |
| 令和4年度 | 95   | 670 | 155  | 930 | 1,755 | 7,430 |
| 令和5年度 | 95   | 655 | 155  | 915 | 1,755 | 7,415 |
| 令和6年度 | 95   | 640 | 155  | 900 | 1,755 | 7,400 |
| 令和7年度 | 95   | 625 | 155  | 885 | 1,755 | 7,385 |
| 令和8年度 | 95   | 610 | 155  | 870 | 1,755 | 7,370 |

- 5 令和2年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 改正後の第33条の規定は、令和2年度入学者から適用する。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日に農学部食料生産学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規

定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度から令和9年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は，第5条の規定にかかわらず，次の表に掲げるとおりとする。

| 学部<br>学科・課程 | 医学部  |     |      |     | 全学部   |       |
|-------------|------|-----|------|-----|-------|-------|
|             | 医学科  |     | 全学科  |     |       |       |
|             | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員   |
| 令和4年度       | 110  | 685 | 170  | 945 | 1,770 | 7,445 |
| 令和5年度       | 95   | 670 | 155  | 930 | 1,755 | 7,430 |
| 令和6年度       | 95   | 655 | 155  | 915 | 1,755 | 7,415 |
| 令和7年度       | 95   | 640 | 155  | 900 | 1,755 | 7,400 |
| 令和8年度       | 95   | 625 | 155  | 885 | 1,755 | 7,385 |
| 令和9年度       | 95   | 610 | 155  | 870 | 1,755 | 7,370 |



別表（第49条第2項関係）

| 学部   | 学科・課程      | 免許状の種類   | 教科   |
|------|------------|--|--|
| 法文学部 | 人文社会学科     | 中学校教諭一種免許状   | 国語，社会，英語                                   |
|      |            | 高等学校教諭一種免許状  | 国語，地理歴史，公民，英語                              |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 | 幼稚園教諭一種免許状   |  |
|      |            | 小学校教諭一種免許状   |  |
|      |            | 中学校教諭一種免許状   | 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語            |
|      |            | 高等学校教諭一種免許状  | 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭，工業，英語 |
|      |            | 特別支援学校教諭一種免許状<br>(聴覚障害者に関する教育の領域)<br>(知的障害者に関する教育の領域)<br>(肢体不自由者に関する教育の領域)<br>(病弱者に関する教育の領域) |  |
| 理学部  | 理学科        | 中学校教諭一種免許状   | 数学，理科                                      |
|      |            | 高等学校教諭一種免許状  | 数学，理科                                      |
| 医学部  | 看護学科       | 養護教諭一種免許状  |  |
| 工学部  | 工学科        | 高等学校教諭一種免許状  | 理科，情報，工業                                   |
| 農学部  | 食料生産学科     | 中学校教諭一種免許状   | 理科   |
|      |            | 高等学校教諭一種免許状  | 理科，農業                                      |
|      | 生命機能学科     | 中学校教諭一種免許状   | 理科   |
|      |            | 高等学校教諭一種免許状  | 理科   |
|      | 生物環境学科     | 中学校教諭一種免許状   | 理科   |
|      |            | 高等学校教諭一種免許状  | 理科，農業                                      |

愛媛大学学則の一部改正に係る新旧対照表（案）

改正理由：医学部医学科の入学定員増のため。

| 現 行                     |       |       |       |      |       | 改 正 案   |      |       |      |       |       |  |     |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|-------|---|------|-------|------|-------|-------|--|-----|
| (略)                     |       |       |       |      |       | (略)   |      |       |      |       |       |  |     |
| (收容定員)                  |       |       |       |      |       | (收容定員)  |      |       |      |       |       |  |     |
| 第5条 各学部の收容定員は、次のとおりとする。 |       |       |       |      |       | 第5条 各学部の收容定員は、次のとおりとする。   |      |       |      |       |       |  |     |
| 学部                      | 学科・課程 | 收容定員  |       |      |       | 総定員   | 学部   | 学科・課程 | 收容定員 |       |       |  | 総定員 |
|                         |       | 入学定員  | 編入学定員 |      |       |   |      |       | 入学定員 | 編入学定員 |       |  |     |
|                         |       |       | 第2年次  | 第3年次 |       |   |      |       |      | 第2年次  | 第3年次  |  |     |
|                         |       | 人     | 人     | 人    |       |   | 人    | 人     | 人    |       |       |  |     |
| 法文学部                    |       | (略)   |       |      |       | 法文学部  |      | (略)   |      |       |       |  |     |
| 教育学部                    |       | (略)   |       |      |       | 教育学部  |      | (略)   |      |       |       |  |     |
| 社会共創学部                  |       | (略)   |       |      |       | 社会共創学部  |      | (略)   |      |       |       |  |     |
| 理学部                     |       | (略)   |       |      |       | 理学部   |      | (略)   |      |       |       |  |     |
| 医学部                     | 医学科   | 95    | 5     |      | 595   | 医学部   | 医学科  | 95    | 5    |       | 595   |  |     |
|                         | 看護学科  | 60    |       | 10   | 260   |   | 看護学科 | 60    |      | 10    | 260   |  |     |
|                         | 計     | 155   | 5     | 10   | 855   |   | 計    | 155   | 5    | 10    | 855   |  |     |
| 工学部                     |       | (略)   |       |      |       | 工学部   |      | (略)   |      |       |       |  |     |
| 農学部                     |       | (略)   |       |      |       | 農学部   |      | (略)   |      |       |       |  |     |
| 合計                      |       | 1,755 | 5     | 60   | 7,355 | 合計  |      | 1,755 | 5    | 60    | 7,355 |  |     |
| (略)                     |       |       |       |      |       | (略)   |      |       |      |       |       |  |     |
|                         |       |       |       |      |       | <u>附 則</u>  |      |       |      |       |       |  |     |
|                         |       |       |       |      |       | 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。   |      |       |      |       |       |  |     |
|                         |       |       |       |      |       | 2 令和4年度から令和9年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。 |      |       |      |       |       |  |     |

| 学部    | 医学部  |     |      |     | 全学部   |       |
|-------|------|-----|------|-----|-------|-------|
|       | 医学科  |     | 全学科  |     |       |       |
|       | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員   |
| 令和4年度 | 110  | 685 | 170  | 945 | 1,770 | 7,445 |
| 令和5年度 | 95   | 670 | 155  | 930 | 1,755 | 7,430 |
| 令和6年度 | 95   | 655 | 155  | 915 | 1,755 | 7,415 |
| 令和7年度 | 95   | 640 | 155  | 900 | 1,755 | 7,400 |
| 令和8年度 | 95   | 625 | 155  | 885 | 1,755 | 7,385 |
| 令和9年度 | 95   | 610 | 155  | 870 | 1,755 | 7,370 |

## 目 次

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 1 収容定員変更の内容         | ・・・p.2 |
| 2 収容定員変更の必要性        | ・・・p.2 |
| 3 教育課程等の内容          | ・・・p.3 |
| 4 その他の医師の地域定着のための取組 | ・・・p.6 |

## 医学部の収容定員変更の趣旨を記載した書類

### 1 収容定員変更の内容

|                    | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|--------------------|------|-------|------|
| 令和4年度に再度の定員増をしない場合 | 95   | 5     | 595  |
| 令和4年度に再度の定員増をした場合  | 110  | 5     | 610  |

愛媛大学医学部医学科の平成20年度以降の入学定員については、平成21年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増を実施し、平成21年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づき5名の恒久定員増を実施した。また、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づき7名を、平成27年度に「新成長戦略」に基づき3名を、平成31年度までの期限を付した臨時定員増としてそれぞれ実施した。

一方、平成29年度を期限とする5名の入学定員については、平成31年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、入学定員を110名として維持した。

その後、「経済財政改革基本方針2018」を踏まえ令和3年度までの期限を付した再度の15名の入学定員増を行い、入学定員110名を維持している。

今回、令和4年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の95名から110名に変更し、収容定員についても、再度の定員増を行わなかった場合の595名から610名に変更する。

### 2 収容定員変更の必要性

愛媛県は南北に広がり、北は瀬戸内海、南は四国山地、また、瀬戸内海及び宇和海には200余りの島々があり、海・山両方に挟まれ孤立した地理条件にある。人口は約132万人、面積は5,676km<sup>2</sup>、入り組んだ海岸は全国5番目の長さ(1,644km)となっている。

こういった地理的特異性から、医療事情も都市圏とは違った問題があり、愛媛県内でも特に郡部における高齢化やそれに伴う疾病の複雑化、要介護者の増加、生活習慣病の増加等、健康問題が益々多様化している。また、医療事情だけではなく風土の違いも大きい。このような地理的、歴史的な背景に立脚した医療の観点から、愛媛県郡部における環境や経済に基づく生活習慣病等に精通した医療を実践できる地域医療専門家を育成することが急務となっている。

このため、本学医学部医学科では、平成18年度から、特別選抜（推薦入試）の

枠内に、愛媛県内の高等学校等出身者を対象とした「地域特別枠（推薦B）」5名を導入した。この枠では、将来地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療発展に貢献できる医師を目指す学生を募集しており、入学者選抜では面接の結果を重視して合否判定を行っている。平成21年度からは、この「地域特別枠（推薦B）」によって選抜された入学者全員に対して愛媛県が奨学金（地域医療医師確保奨学金）を貸与している。これは、卒業後一定期間、愛媛県の指定する県内医療機関（市町立病院等）に勤務した場合には奨学金の返還が免除されるものである。

これらの取組を継続して実施することで、地域医療の担い手となる医師を育成し、愛媛県の医療を支える人材を輩出し続けるためにも、再度の定員増は必要不可欠な施策であると言える。

### 3 教育課程等の内容

#### (1) 地域医療への関心を高めるための卒前教育

##### ①教員組織

##### ・地域医療学講座及び地域サテライトセンターの活用

愛媛県との連携により、総合診療など地域医療教育システムの開発、地域医療を推進する医師養成のための研修プログラムの研究・開発、へき地を中心とする地域医療支援システムの開発を担当する講座として、平成21年1月に「地域医療学講座」を寄附講座として開設した。本講座の担当教員は、愛媛県内の農山村地域に設置する「地域サテライトセンター」を教育研究の活動拠点として、各学年での実習教育、卒後研修、生涯教育を実践することによって、地域医療重視の医師養成と、医師不足が深刻な地域の医師定着・地域医療の質の向上を目指している。

##### ②卒前教育カリキュラムの充実（資料1）

平成21年度入学生から、「地域特別枠（推薦B）」によって入学する学生全員を対象として、「愛媛県へき地医療医師確保奨学金制度」及び平成21年度から開始した「地域医療医師確保奨学金制度」及び授業料免除による修学支援とともに、地域医療へのモチベーションの維持向上を目的とした以下のカリキュラムを適用している。さらに、地域医療学講座や地域医療支援センター（後述）の教員をチューターとして指名し、学生との定期的なコンタクトによって質問を解決し不安を解消する取組を行っている。

##### (ア) 早期医療体験実習（1年次開講科目） （資料1中の(ア)）

1年次の9月に1週間、医学科学生全員を対象に実施している。医学の専門知識を会得する前に医療及び高齢者福祉の現場を体験し、将来医師となる者としての自覚を高め、「患者の痛みのがわかる」医師となるよう自らの学び

を促進することを目的としている。地域医療に関する実習施設として、各地域の愛媛大学医学部附属病院の連携病院や特別養護老人施設のほか、地域サテライトセンターを含む地域診療所の協力を得ている。「地域特別枠（推薦B）」によって入学した学生は、全員が地域サテライトセンターにおいて実習を行い、地域医療を担うことへのモチベーションを高めている。

※令和2、3年度は新型コロナの影響によりシミュレータ実習に変更している。

(イ) 研究室配属によるプライマリ・ケア実習（1～4年次開講科目）

（資料1中の（イ））

通常の医学科学生は1年次から4年次（2年次以降は選択）にかけて「医学科学研究」として、医学研究を中心とした実習に従事する。配属先の研究内容には、医学部が位置する東温市及び同市医師会の協力を得て、有床診療所を中心としたプライマリ・ケアの体験実習も含まれる。また、地域医療学講座及び地域サテライトセンターの機能を活用して、地域サテライトセンターの機能と教員を活用したより質の高い地域医療教育を行っている。

(ウ) 衛生学・公衆衛生学（4年次開講科目）

（資料1中の（ウ））

4年次の前期から後期にかけての必修科目として開講している。主に地域医療の現場でのフィールドワーク・フィールド調査を通して、愛媛県内の保健・医療・福祉のニーズについて学ぶことを目的としている。特に、「地域特別枠（推薦B）」によって入学した学生を含む地域医療に関心の高い学生を対象として地域医療学講座の教員が担当し、へき地等の地域医療の現場のかかえる課題を現場における実習を通じて学生自らに見い出させ、解決策を模索させることでより高い教育効果を得られるようにしている。

(エ) 地域医療機関における臨床実習の取組（4～6年次開講科目）

（資料1中の（エ））

4～5年次では、医学科学生全員が全臨床科を廻る臨床実習（導入型臨床実習）を実施している。その中で、地域医療実習については、学生全員を地域の病院に2週間配属し、地域医療を現場で体験させるプログラムを設定している。また、これまで5年後期から6年次の前期に行われる選択必修制の臨床実習の枠内で、地域の中・小規模病院（辺地の医療機関を含む）での選択型臨床実習を行ってきたが、現在は、学生全員が愛媛県内の連携病院で4週間の実習を必須とした。

以上の取組により、附属病院などの大規模病院では経験できない症例や地域住民との交流を学ばせ、地域医療に対する理解と情熱をより深化させることを目指す。

## (2) 地域医療に従事する医師を定着させるための卒業後の取組

### ①研修支援組織の充実

#### ・総合臨床研修センターの設置、充実

医師の卒後臨床研修を担当する部署として、平成14年度に附属病院内に「総合臨床研修センター」を設置した。同センターは、医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム（資料2））及び研修ネットワーク（アイネットワーク）の中核となっている。その成果として、卒業生の半数以上が愛媛県内で初期臨床研修を行っている。

#### ・愛媛県保健医療対策協議会への参画、地域医療支援センターの設置

（資料3）

平成19年度から愛媛県内の医師の確保を始め医療の確保について協議する本協議会に医学部長及び病院長が参画し、愛媛県と共に小児科・産科の集約化・重点化、医師確保対策への必要な方策に取り組んでいる。また、地域医療支援センターの設置により、愛媛県内の地域医療の充実（地域医療に従事する医師を確保し、その定着を図ることにより、医師の地域偏在を解消）をさらに進めつつある。

### ②研修医等教育プログラム

「愛媛県奨学金受給者」を対象として、地域医療を実践するに十分な能力を備えることができ、また、将来の地域定着が安定的に行われることを念頭に臨床研修プログラムを設定している。さらに、一般の研修医を対象としても、地域医療に関する研修が行えるようなプログラムを実施している。

#### (ア) 初期臨床研修（資料2）

医学部附属病院及び愛媛県下の臨床研修指定病院の連携による研修プログラム（アイプログラム）では、2年間の初期臨床研修において、25の協力施設・病院から研修機関を選択し、最大12週間、「地域医療」に特化した研修が可能な地域医療を重視したプログラムを実施している。さらに、「愛媛大学2年間コース」の場合、「選択科」の研修においても「地域医療」を実施する機関を選択することができ、「選択科」研修を加えると、地域の協力施設・病院での研修期間は最大36週間に上る。

#### (イ) 専門医の育成

#### ・専門研修（後期臨床研修）

初期研修終了後の専門研修においても、「愛媛県奨学金受給者」及び後期専門研修養成コース（基本領域）を希望する医師に対して、地域サテライトセンター等を実践の場とし、地域医療に特化した専門医養成（総合診



療専門医等)を行うプログラムを実施している。

また、愛媛県内で不足している各診療科(産科、外科、救急科等)の専門医の育成・充実に大学各部署と連携し積極的に努めている。

#### (ウ) 生涯教育

地域医療専門医として育成され、地域医療を実践しつつある医師の生涯教育を行う場として、医学部附属病院内の地域医療支援センターや地域サテライトセンターと連携できる生涯教育拠点病院を各医療圏に設置・指定し、充実した医師生涯教育が行えるシステムを構築する。地域医療に従事した医師が生涯教育拠点病院と有機的に結びついて実践的な臨床教育を適切にかつ継続的に受けるシステムにより、医師の臨床能力の維持・向上が常に図られ、結果として地域住民が医療の進歩の恩恵を十分に受けられることを目的とする。

また、医学部附属病院では研修登録医の受入れを積極的に行い、研修診療科に応じた指導教員を個々に定めて充実した研鑽の場を提供し、地域医療を行いながら医師のさらなる臨床能力の向上が図れるように工夫している。

### 4 その他の医師の地域定着のための取組

#### ・女性医師のキャリア支援プログラム

女性医師の離職を防ぎ、復職を積極的に支援することによって地域医療に貢献できる医師を確保する目的で、女性医師キャリア支援プログラム「地域のマドンナ・ドクター養成プロジェクト」を平成19年度から実施している。愛媛県医師会女性医師部会とも連携し、様々な理由で一旦離職した女性医師の段階的な復職を支援する研修を総合臨床研修センターがコアとなって提供できる体制を構築している。

また、復職に向けた研修中の女性医師を、上級医師や学外の医師によるメンターが支援する体制としている。これらのメンターが学部学生のキャリア形成に関する相談に乗る取組も総合医学教育センターを中心にして既に軌道に乗っている。

## 資料目次

- 1 医学部医学科カリキュラムマップ
- 2 臨床研修プログラム
- 3 地域医療支援センター
- 4 令和4年度入学定員増員計画の写し

# 医学部医学科 カリキュラムマップ

2018 April

初期臨床研修

国家試験

卒業試験 (PCC-OSCEを含む)

(エ) 選択型臨床実習 (全診療科, 学外施設での実習を含む)

医療行為の技能と態度,  
医療チームワークを養う実習系科目群  
(DP2-4-1-5-1-5-2, 緑)

重信開講  
科目

導入型臨床実習

preBSL (臨床実習前学習) 東洋医学

共用試験 = CBT (主に知識・思考領域) + OSCE (主に態度・技能領域)

英語でのコミュニケーション  
能力を養う科目群  
(DP5-2, 橙+青)

医学英語  
(選択)

医学英語  
(必修)

共通教育英語  
(初修外国語)

P  
B  
L  
チ  
ュ  
ー  
リ  
ア  
ル  
(演  
習)

(ウ)  
[社会医学系科目(講義/実習)]  
4年次 衛生学・公衆衛生学  
3年次 法医学

医用電子

課題発見・問題解決能力  
を養う演習科目  
(DP2-2-3-1)

[臨床医学系科目(講義)]  
4年次  
小児科学, 産科婦人科学, 皮膚科学, 脳神経外科学, 整形外科学,  
泌尿器科学, 眼科学, 耳鼻咽喉科学, 歯科口腔外科, 地域医療学  
3年次  
内科学, 臨床腫瘍学, 臨床検査医学, 老年医学, 薬物治療・開発学,  
神経精神医学, 外科学, 放射線医学, 麻酔・周術期学, 救急医学,

医師としての専門分野である医学の基礎と臨床を学ぶ科目群  
(DP1-1・2-1, 青)

[基礎医学系科目(講義+実習)]  
応急処置, 人体構造学(解剖学, 組織学), 人体生理学, 薬理学,  
免疫学, 遺伝学, 病原生物学(ウイルス学, 細菌学, 寄生虫学), 病理学

医学を支える基礎的な知識を学ぶ科目群  
(DP1-1, 橙+青)

[共通教育科目]

社会力入門 情報リテラシー入門  
日本語リテラシー入門 愛媛学  
こころと健康 スポーツ 新入生セミナー  
学則変更の趣旨等を記載した書類

[専門基礎科目]

化学生物学 物理学  
物理化学 医学統計学  
基礎医学展望

[基礎医学系科目(講義+実習)]  
分子細胞生物学 (生化学・細胞学)

介護体験実習 (早期医療体験実習)

診断学実習

幅広い教養(DP1-2, 橙),  
リサーチマインド(DP3-1-4-2, 黄)  
を養う科目群

(イ)  
医  
科  
学  
研  
究

先端基礎医学・先端医療学

重信開講  
科目

[共通教育科目]  
学問分野別科目  
主題探究型科目

5・6年次

4年次

3年次

2年次

1年次



# 信頼される医師を目指して

## 理念

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、基本的・専門的診療能力（態度、技能、知識）を身につける。

## 特徴

- 1) 高いレベルの研修内容（指導医数やCPCなどの症例が豊富）
- 2) 研修医・学生とともに創るプログラム（希望を尊重した豊富なプログラム）
- 3) 病院・地域が全員参加・支援するシステム（研修医へのバックアップの充実）
- 4) 総合臨床研修センターが全面的にサポート

## 研修プログラムのスケジュール

＜愛媛大学2年間コース：1年目の研修を愛媛大学医学部附属病院で行う場合＞

| 1年次              |      |    |    |    |    | 2年次   |  |
|------------------|------|----|----|----|----|-------|--|
| 内科               | 救急部門 | 精神 | 外科 | 小児 | 産婦 | 地域医療  | 選択科  |
| 24週              | 12週  | 4週 | 4週 | 4週 | 4週 | 4~12週 |  |
| 愛媛大学医学部附属病院（52週） |      |    |    |    |    | 4~12週 | 愛媛大学医学部附属病院（16~48週）<br>選択科研修病院・施設（最大24週）<br>※小児・産婦人科コースは愛大で8週各科を選択 |

- \*一般外来研修（4週以上）は2年目の地域医療研修（4~12週）及び選択科研修病院・施設で並行して行う。
- \*在宅医療研修は地域医療研修中に行う。

＜たすきがけコース：1年目の研修を大学以外の研修開始市中病院で行う場合＞

| 1年次                   |      |    |    |    |    | 2年次   |   |
|-----------------------|------|----|----|----|----|-------|---|
| 内科                    | 救急部門 | 精神 | 外科 | 小児 | 産婦 | 地域医療  | 選択科   |
| 24週                   | 12週  | 4週 | 4週 | 4週 | 4週 | 4~12週 |   |
| 愛媛大学以外の研修開始市中病院（52週）★ |      |    |    |    |    | 4~12週 | 愛媛大学医学部附属病院（40~48週）<br>※小児・産婦人科コースは愛大で8週各科を選択 |

- \*2年目は愛媛大学病院で1年間研修する。ただし、地域医療研修（4~12週）は、研修病院・施設で研修する。
- \*一般外来研修（4週以上）は1年目の研修開始市中病院及び2年目の地域医療研修で並行して行う。
- \*在宅医療研修は地域医療研修中に行う。

★研修開始市中病院：①愛媛県立中央病院 ②松山赤十字病院 ③松山市民病院  
④済生会松山病院 ⑤済生会今治病院 ⑥市立宇和島病院

## 臨床研修プログラム（アイプログラム）

◆進化し続ける「研修医による研修医のためのプログラム」◆

愛媛大学医学部附属病院の臨床研修プログラムは、2年間の研修のうち1年目を愛媛大学医学部附属病院で行うコース（愛媛大学2年間コース）と1年目を大学以外の研修開始市中病院において研修を行うコース（たすきがけコース）の2つのパターンに分けて研修が行えます。また、数多くの研修病院・施設とも連携しています。将来小児科医・産婦人科医になることを希望する研修医を対象とした小児科コース・産婦人科コースも設けています。どのプログラム・コースであっても研修医に愛をもって接するアイ（愛）プログラムとなっております。

### 地域医療（25施設）：2年目に4~12週選択（必須）

| 東予地区    | 中予地区             | 南予地区      |
|---------|------------------|-----------|
| 愛媛労災病院  | 久万高原町立病院         | 市立八幡浜総合病院 |
| 済生会西条病院 | 野本記念病院           | 西予市立野村病院  |
| 瀬戸内海病院  | 松山協和病院           | 喜多医師会病院   |
|         | 松山ベテル病院          | 大洲中央病院    |
|         | 奥島病院             |           |
|         | 愛媛生協病院           |           |
|         | 愛媛県立中央病院         |           |
|         | 松山赤十字病院          |           |
|         | 松山市民病院           |           |
|         | 済生会松山病院          |           |
|         | 愛媛生協病院           |           |
|         | 国立病院機構愛媛医療センター   |           |
|         | 四国がんセンター         |           |
|         | 南松山病院            |           |
|         | 松山リハビリテーション病院    |           |
|         | 伊予病院             |           |
|         | 砥部病院             |           |
|         | 松山記念病院           |           |
|         | 久万高原町立病院         |           |
|         | 愛媛県中予保健所(松山市保健所) |           |
|         | 愛媛県厚生連健診センター     |           |
|         | りんくう総合医療センター     |           |
|         | たんぼぼクリニック        |           |
|         | おおぞら病院           |           |
|         | 伊予病院             |           |
|         | 貞本病院             |           |
|         | ミネルワ会渡辺病院        |           |
|         | JCHO宇和島病院        |           |
|         | 宇和島市立津島病院        |           |
|         | 松野町国保中央診療所       |           |
|         | 愛媛県立南宇和病院        |           |

### 選択科（45施設）：2年目に最長24週選択可能（愛媛大学2年間コースのみ）

| 東予地区            | 中予地区             | 南予地区      |
|-----------------|------------------|-----------|
| HITO病院          | 愛媛県立中央病院         | 市立八幡浜総合病院 |
| 四国中央病院          | 松山赤十字病院          | 市立大洲病院    |
| 住友別子病院          | 松山市民病院           | 喜多医師会病院   |
| 愛媛労災病院          | 済生会松山病院          | 大洲中央病院    |
| 十全総合病院          | 愛媛生協病院           | 西予市立野村病院  |
| 愛媛県立新居浜病院       | 国立病院機構愛媛医療センター   | 市立宇和島病院   |
| 西条中央病院          | 四国がんセンター         | JCHO宇和島病院 |
| 西条市立周桑病院        | 南松山病院            | 愛媛県立南宇和病院 |
| 済生会西条病院         | 松山リハビリテーション病院    | 野口病院      |
| 村上記念病院          | 伊予病院             |           |
| 済生会今治病院         | 砥部病院             |           |
| 愛媛県立今治病院        | 松山記念病院           |           |
| 瀬戸内海病院          | 久万高原町立病院         |           |
| 愛媛県外            | 愛媛県中予保健所(松山市保健所) |           |
| 日本医科大学付属病院      | 愛媛県厚生連健診センター     |           |
| 大阪府立中河内救命救急センター | りんくう総合医療センター     |           |

## アイプログラムのおすすめポイント

- 1年目は「愛媛大学医学部附属病院」もしくは「研修開始市中病院」を選択できる。  
→愛媛大学の採用試験のみでOK！！
- 大学病院・市中病院でそれぞれのメリットを生かしたプログラム  
→大学病院の充実した指導体制・専門研修へのスムーズな移行。  
→市中病院で数多くのCommon Disease研修が可能。
- 愛媛大学2年間コース（1年目を愛媛大学医学部附属病院で研修）を選択すると県内だけでなく県外を含めた病院にて研修が可能（上記選択科45施設）。

# 愛媛県（保健医療対策協議会等）

医師確保等の  
方針

取組状況報告

## 《地域医療支援センター》

### ○業務

- (1) 地域枠等若手医師のキャリア形成支援
- (2) 医師不足病院の支援
- (3) 医師不足状況等の把握

### ○体制

センター長、副センター長、その他職員  
(専任医師2名、専従職員4名 → 委託費対象職員)

### ○運営

学内・県等で構成する「運営委員会」にて業務方針  
を決定

キャリア形成支援

奨学金貸与生等  
(地域枠・短期奨学金)

奨学生医師等を  
活用した診療支援

医師不足状況等の  
把握

地方拠点病院等  
(医師不足病院)

令和4年度  
医学部入学定員増員計画

愛大医総第244号  
令和3年8月25日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人愛媛大学  
学長 仁 科 弘 重

「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

|        |        |                          |
|--------|--------|--------------------------|
| 責任者連絡先 | 職名・氏名  | 医学部総務課長 上甲 功治            |
|        | TEL    | 089-960-5120             |
|        | FAX    | 089-960-5131             |
|        | E-mail | msoumu@stu.ehime-u.ac.jp |

# 1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数 15

## (1) 対象都道府県名及び増員希望人数

| 都道府県名        | 増員希望人数 |
|--------------|--------|
| 大学が所在する都道府県  | 愛媛県 15 |
| 大学所在地以外の都道府県 |        |
| 計            | 15     |

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

## (2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

| 都道府県名 | R2地域枠定員<br>(※1) | R2貸与者数<br>(※2) | R3地域枠定員<br>(※1) | R3貸与者数<br>(※2) | R2とR3の貸与者数のうち多い方の数 |
|-------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|
| 愛媛県   | 15              | 20             | 15              | 20             | 20                 |
| 計     | 15              | 20             | 15              | 20             | 20                 |

(※1)臨時定員分のみご記入ください。

(※2)恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

## (3) 令和4年度地域の医師確保のための入学定員増について

### 1. 大学が講ずる措置

#### 1-1. 地域枠学生の選抜

①令和2年度に実施した地域枠学生(令和3年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください

| 名称                     | 入試区分              | 選抜方式    | 募集人数 | 選抜方法(※1) |   | 出願要件(※1)   | 開始年度   | 備考 |
|------------------------|-------------------|---------|------|----------|---|--|--------|----|
|                        |                   |         |      | うち臨時定員分  |   |  |        |    |
| 学校推薦型選抜Ⅱ(地域特別枠推薦)[推薦B] | (i)推薦入試(指定校推薦を含む) | 別枠(区別型) | 20   | 15       | (1)第1次選抜<br>総合問題、面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し、募集人員の1.5倍～2倍程度を合格させる。<br>※(総合問題)「基礎学力に関する問題のほか、論文や文等を讀んだ上で、自らの考えに基づき立論し、それを記述させる問題」を出題する。(和文・英文の読解を含む。)出願書類(推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書)は面接に含めて評価する。<br>(2)第2次選抜<br>大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。 | ・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること<br>・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通じて、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること<br>・含めた場合は入学を確約できること<br>・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務に同意すること<br>以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの<br>(1)愛媛県内の高等学校を令和2年3月以降に卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者<br>(2)愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和2年3月以降に修了した者又は令和3年3月終了見込みの者 | H21 以前 |    |
| 合計                     |                   |         | 20   | 15       |   |  |        |    |

(※1)貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和3年度に実施する地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

| 名称                     | 入試区分              | 選抜方式    | 募集人数 | 選抜方法(※1) |   | 出願要件(※1)   | 開始年度   | 備考 |
|------------------------|-------------------|---------|------|----------|---|--|--------|----|
|                        |                   |         |      | うち臨時定員分  |   |  |        |    |
| 学校推薦型選抜Ⅱ(地域特別枠推薦)[推薦B] | (i)推薦入試(指定校推薦を含む) | 別枠(区別型) | 20   | 15       | (1)第1次選抜<br>総合問題、面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し、募集人員の1.5倍～2倍程度を合格させる。<br>出願書類(推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書)は面接に含めて評価する。<br>(2)第2次選抜<br>大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。 | ・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること<br>・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通じて、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること<br>・含めた場合は入学を確約できること<br>・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務に同意すること<br>以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの<br>(1)愛媛県内の高等学校を令和3年3月以降に卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者<br>(2)愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和3年3月以降に修了した者又は令和4年3月終了見込みの者 | H21 以前 |    |
| 合計                     |                   |         | 20   | 15       |   |  |        |    |

(※1)貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

**1-2. 教育内容**

①地域枠学生が卒業に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和4年度)について、5~6行程度で簡潔にご記入ください。

|  |   |
|--|---|
| 1年次には、「早期医療体験実習」という科目を必修化し、地域枠学生は特定の地域病院での実習を行っている。3年次には「地域医療学」という科目を必修化し、地域医療全般について学んでいる。4,5,6年次で行っている「臨床実習」では地域医療学を必修化し、地域病院で実習を行っている。新カリキュラム(平成28年度から)では、地域病院での「臨床実習」の期間を増やし地域医療への動機づけを図ることとしている。 | (参考:記入例)<br>1~2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3~4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。 |
|--|---|

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3~5行程度で簡潔にご記入ください。

|   |   |
|---|---|
| 平成21年度から地域枠による増員を開始し、医師定着・地域医療の質の向上を目的として、寄附講座及び地域サテライトセンターを設置したこと、また、愛媛県の委託により、地域医療支援センターを設置し、県内各地域の医療体制の現状と展望について共通認識を高めてきた。令和3年度までに228名の地域枠学生を確保し、そのうち104名が現在医師(研修医を含む)として地域医療に貢献している。 | (参考:記入例)<br>平成〇年度から地域枠による増員を開始し、□□、■などの取組を行った。令和3年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。 |
|---|---|

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

| 対象学年 | 講義・実習名   | 対象者(※1) | 必修/選択の別 |        | 講義/実習の別 | 単位数 | 開始年度  |
|------|----------|---------|---------|--------|---------|-----|-------|
|      |          |         | 地域枠学生   | その他の学生 |         |     |       |
| 1    | 早期医療体験実  | 全員      | 必修      | 必修     | 実習      | 1   | H21以前 |
| 3    | 地域医療学    | 全員      | 必修      | 必修     | 講義      | 1   | H28   |
| 4~5  | 臨床実習(導入) | 全員      | 必修      | 必修     | 実習      | 38  | H21以前 |
| 6    | 臨床実習(選択) | 全員      | 選択      | 選択     | 実習      | 24  | H21以前 |
|      |          |         |         |        |         |     |       |
|      |          |         |         |        |         |     |       |
|      |          |         |         |        |         |     |       |
|      |          |         |         |        |         |     |       |

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修/選択の別を「選択」とご記載ください。)  
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

| 対象学年 | プログラム名               | 対象者(※1) | 都道府県との連携 | 期間(例:週間) | プログラムの概要(1~2行程度)  | 開始年度 |
|------|----------------------|---------|----------|----------|---|------|
| 1~3  | 愛媛の地域医療を支える医療育成プログラム | 全員      | なし       | 1週間      | 地域医療の実体験、患者や家族への理解、他職種連携の3つを目的とし、看護学科生と共同で一週間に実施する早期体験プログラム | H29  |
|      |                      |         |          |          |   |      |
|      |                      |         |          |          |   |      |
|      |                      |         |          |          |   |      |

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。  
※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和3年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

| 取組の名称     | 取組の概要(1~2行程度)  | 開始年度 |
|-----------|--|------|
| 地域病院見学ツアー | 地域医療を担う医師を目指す学生が地域の病院を訪問し、早い段階から地域医療の実情に触れ、実感する機会を設けている。 | H24  |
|           |  |      |
|           |  |      |
|           |  |      |

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

**2. 都道府県等との連携**

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

| 奨学金の設定主体 | 貸与人数    | 貸与対象        | 貸与額(例:200,000) |            | 返還免除要件                                   | 選抜方法                        |              | 診療科の限定の有無 | (診療科の限定がある場合)その診療科名 | 備考   |
|----------|---------|-------------|----------------|------------|--|-----------------------------|--------------|-----------|---------------------|--|
|          |         |             | 月額             | 総貸与額       |  | 選抜時期                        | 大学の関与の有無(※1) |           |                     |  |
| 愛媛県      | 20人/1学年 | その他(備考欄に記入) | 100,000        | 10,161,000 | 卒業後9年間(3年間の初期・後期研修期間を含む。)知事指定医療機関で勤務した場合 | ②大学における選抜と同時に都道府県において面接等を実施 | ×            | ×         |                     | 地域特別枠学生1人あたり(入学金)1年次 282,000円(授業料)1~5年次 535,000円/年*6年次は免除(奨学金)1~6年次 100,000円/月 |
|          |         |             |                |            |  |                             |              |           |                     |  |
|          |         |             |                |            |  |                             |              |           |                     |  |
|          |         |             |                |            |  |                             |              |           |                     |  |
|          |         |             |                |            |  |                             |              |           |                     |  |

(※1)〇の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。  
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

| 取組の名称         | 取組の概要(1~2行程度)   | 開始年度  |
|---------------|---|-------|
| 在学中の学生への相談・指導 | 学生側にプロフェッショナルを育成し、相談・指導を行うとともに、必要に応じて、県や診療科・地域病院と連携し、進路指導等を行っている。 | H21以前 |
| 卒後のキャリアパス形成   | キャリア形成支援プログラムを策定し、充実した研修が行えるよう相談・指導体制を整えている。                      | H21以前 |
| 医学生サマーセミナー    | 地域医療に関する理解と意識づけを図るため、各市町及び医療機関の現状・施策等について発表・ワークショップを行っている。        | H25   |

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

**3. その他**

1~2に記入したものの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)  
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受け、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。



医学部 学校推薦型選抜Ⅱ

|                 |   |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
|-----------------|---|------------------------|---|----|---|----|-------------|-------|----|------|---|-----------|-----|-----------|-----|---|-------------|---------|---|---------------|-----|
| 実施学科等名          | 医学科<br>(地域特別枠推薦)〔推薦B〕   |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 募集人員            | 20人   |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 出願要件            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること</li> <li>・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること</li> <li>・合格した場合は入学を確約できること</li> <li>・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務※に同意すること</li> </ul> <p>以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 愛媛県内の高等学校を令和2年3月以降に卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和2年3月以降に修了した者又は令和3年3月修了見込みの者</p>  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 選抜方法等           | <p>(1) 第1次選抜<br/>総合問題、面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し、募集人員の1.5～2倍程度を合格させる。<br/>※「総合問題」…基礎学力に関する問題のほか、論文や文章を読んだ上で、自らの考えに基づき立論し、それを記述させる問題を出題する。(和文・英文の読解を含む。)<br/>※出願書類(推薦書、自己推薦書、調査書、活動報告書)は面接に含めて評価する。</p> <p>(2) 第2次選抜<br/>大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。</p> <p>〔大学入学共通テストの利用教科・科目名〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">国</td> <td style="width: 75%;">国語</td> <td style="width: 20%;">1</td> </tr> <tr> <td>地歴</td> <td>世B, 日B, 地理B</td> <td rowspan="2">} から1</td> </tr> <tr> <td>公民</td> <td>倫・政経</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">数</td> <td>数Ⅰ, 数Ⅰ・数A</td> <td>から1</td> </tr> <tr> <td>数Ⅱ, 数Ⅱ・数B</td> <td>から1</td> </tr> <tr> <td>理</td> <td>物, 化, 生, 地学</td> <td>から2   D</td> </tr> <tr> <td>外</td> <td>英, 独, 仏, 中, 韓</td> <td>から1</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">〔5教科7科目〕</p> |                        | 国 | 国語 | 1 | 地歴 | 世B, 日B, 地理B | } から1 | 公民 | 倫・政経 | 数 | 数Ⅰ, 数Ⅰ・数A | から1 | 数Ⅱ, 数Ⅱ・数B | から1 | 理 | 物, 化, 生, 地学 | から2   D | 外 | 英, 独, 仏, 中, 韓 | から1 |
| 国               | 国語  | 1                      |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 地歴              | 世B, 日B, 地理B   | } から1                  |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 公民              | 倫・政経  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 数               | 数Ⅰ, 数Ⅰ・数A   | から1                    |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
|                 | 数Ⅱ, 数Ⅱ・数B   | から1                    |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 理               | 物, 化, 生, 地学   | から2   D                |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 外               | 英, 独, 仏, 中, 韓   | から1                    |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| インターネット出願受付期間   | 出願情報の登録期間   | 令和2年10月19日(月)～11月6日(金) |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
|                 | 検定料の支払期間及び出願書類の提出期間   | 令和2年11月2日(月)～11月6日(金)  |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 選抜期日<br>(第1次選抜) | 令和2年11月21日(土)～11月22日(日)   |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| 合格者発表日          | 第1次選抜   | 令和2年12月4日(金)           |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
|                 | 第2次選抜   | 令和3年2月15日(月) 10時       |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |
| その他             | <p>1 国公立大学の学校推薦型選抜への出願は、1つの大学・学部等に限定されている。</p> <p>2 この学校推薦型選抜では、地域医療の担い手となるために必要・不可欠な資質を評価・審査するので、合格者数が募集人員に満たない場合がある。</p> <p>3 入学手続期間<br/>令和3年2月18日(木)～2月22日(月)</p>  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |           |     |           |     |   |             |         |   |               |     |

※詳細については、以下の「愛媛県キャリア形成プログラム」をご覧ください。

(愛媛県医療対策課ホームページ [https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career\\_keisei.html](https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career_keisei.html))

医学部 学校推薦型選抜Ⅱ

|               |  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
|---------------|--|------------------------|---|----|---|----|-------------|-------|----|------|---|----------|-----|------------|-----|---|-------------|---------|---|---------------|-----|
| 実施学科等名        | 医学科<br>(地域特別枠推薦)〔推薦B〕  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 募集人員          | 20人  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 出願要件          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県内の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有すること</li> <li>・幅広い総合的な診療能力を身につけることを通して、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指していること</li> <li>・合格した場合は入学を確約できること</li> <li>・入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関において9年間以上勤務する義務※に同意すること</li> </ul> <p>以上の全てについて学校長が責任をもって推薦できる者で、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 愛媛県内の高等学校を令和3年3月以降に卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を令和3年3月以降に修了した者又は令和4年3月修了見込みの者</p>   |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 選抜方法等         | <p>(1) 第1次選抜<br/>総合問題, 面接及び奨学金受給の確認の結果により選考し, 募集人員の1.5～2倍程度を合格させる。<br/>出願書類(推薦書, 自己推薦書, 調査書, 活動報告書)は面接に含めて評価する。</p> <p>(2) 第2次選抜<br/>大学入学共通テストの成績により合格者を決定する。</p> <p>〔大学入学共通テストの利用教科・科目名〕</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>国語</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地歴</td> <td>世B, 日B, 地理B</td> <td rowspan="2">} から1</td> </tr> <tr> <td>公民</td> <td>倫・政経</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">数</td> <td>数I, 数I・A</td> <td>から1</td> </tr> <tr> <td>数II, 数II・B</td> <td>から1</td> </tr> <tr> <td>理</td> <td>物, 化, 生, 地学</td> <td>から2   D</td> </tr> <tr> <td>外</td> <td>英, 独, 仏, 中, 韓</td> <td>から1</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">〔5教科7科目〕</p> |                        | 国 | 国語 | 1 | 地歴 | 世B, 日B, 地理B | } から1 | 公民 | 倫・政経 | 数 | 数I, 数I・A | から1 | 数II, 数II・B | から1 | 理 | 物, 化, 生, 地学 | から2   D | 外 | 英, 独, 仏, 中, 韓 | から1 |
| 国             | 国語   | 1                      |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 地歴            | 世B, 日B, 地理B  | } から1                  |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 公民            | 倫・政経   |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 数             | 数I, 数I・A   | から1                    |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
|               | 数II, 数II・B   | から1                    |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 理             | 物, 化, 生, 地学  | から2   D                |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 外             | 英, 独, 仏, 中, 韓  | から1                    |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| インターネット出願受付期間 | 出願情報の登録期間  | 令和3年10月18日(月)～11月5日(金) |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
|               | 検定料の支払期間及び出願書類の提出期間  | 令和3年11月1日(月)～11月5日(金)  |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 選抜期日(第1次選抜)   | 令和3年11月20日(土)～11月21日(日)  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| 合格者発表日        | 第1次選抜  | 令和3年12月3日(金)           |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
|               | 第2次選抜  | 令和4年2月14日(月) 10時       |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |
| その他           | <p>1 国公立大学の学校推薦型選抜への出願は, 1つの大学・学部等に限定されている。</p> <p>2 この学校推薦型選抜では, 地域医療の担い手となるために必要・不可欠な資質を評価・審査するので, 合格者数が募集人員に満たない場合がある。</p> <p>3 入学手続期間<br/>令和4年2月15日(火)～2月21日(月)</p>  |                        |   |    |   |    |             |       |    |      |   |          |     |            |     |   |             |         |   |               |     |

※詳細については、以下の「愛媛県キャリア形成プログラム」をご覧ください。

(愛媛県医療対策課ホームページ [https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career\\_keisei.html](https://www.pref.ehime.jp/h20150/doctorbank/career_keisei.html))

|   |                          |      |                                    |     |
|---|--------------------------|------|------------------------------------|-----|
| 開講年度  | 2021                     | 開講学期 | 後学期                                | 医学部 |
| 時間割番号   | 24376                    | 科目名  | 早期医療体験実習 [Early Clinical Exposure] |     |
| 担当教員  | 竹中 克斗 [TAKENAKA Katsuto] |      |                                    |     |
| 科目区分  | 専門基礎教育科目                 | 対象学生 | 対象年次                               | 1～1 |
| <b>授業題目</b>   |                          |      |                                    |     |
| 医療・介護・看護体験実習  |                          |      |                                    |     |
| <b>授業のキーワード</b>   |                          |      |                                    |     |
| 早期体験実習(early exposure), 地域医療(regional medicine), 看護・介護(nursing)                                       |                          |      |                                    |     |
| <b>授業の目的</b>  |                          |      |                                    |     |
| Student Doctor として、臨床実習を行う前に、医師となるための人間的な素養を身に付け、意欲を高めるために、看護師や介護師などの他職種を中心に早期臨床実習を行う。                |                          |      |                                    |     |
| <b>授業の到達目標</b>  |                          |      |                                    |     |
| 将来医師として活動するための意欲、関心、態度を身につける。主な内容として、地域医療の実際の現場での体験から医師としての意欲を獲得し、患者、家族や他職種とのコミュニケーション能力を磨く。          |                          |      |                                    |     |
| <b>共通教育の理念・教育方針に関わる項目</b>   |                          |      |                                    |     |
| 患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。(思考・判断)                      |                          |      |                                    |     |
| 都市部から辺地までを包含する地域において、患者中心の医療の担い手となる医師として責任をもった行動をとることができる。(態度)  |                          |      |                                    |     |
| 患者・家族や保健・医療・福祉チームのメンバーと良好なコミュニケーション(簡単な英語によるものを含む)をとり、チームの一員としての役割を果たすことができる。(技能・表現)                  |                          |      |                                    |     |
| <b>愛媛大学学生として期待される能力(愛大学生コンピテンシー)に関わる項目</b>  |                          |      |                                    |     |
| 広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる  |                          |      |                                    |     |
| 様々な状況に応じて適切な対話・討論ができる   |                          |      |                                    |     |
| 目的達成のために多様な人と協働できる  |                          |      |                                    |     |
| 社会的関係の中で自分の行動を調整できる   |                          |      |                                    |     |
| 集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる   |                          |      |                                    |     |
| 地域や国内外の課題を自ら考察し、解決に向けて行動できる   |                          |      |                                    |     |
| <b>授業の概要</b>  |                          |      |                                    |     |
| 少数のグループに別れ、病院、医療施設などで医師だけでなく、看護師、介護師、事務などの他職種のメンバーの業務を学ぶ。病棟や施設など患者に直接触れる機会も持つ。そのうえで、医療とは何かを身をもって学習する。 |                          |      |                                    |     |
| <b>授業スケジュール</b>   |                          |      |                                    |     |
| 一週間、医師、看護師、介護師、事務職員などとともに入院または入所患者の対応に当たるほか、小講義を通して勉学する。最後にはまとめのレポートを艇首する。                            |                          |      |                                    |     |
| <b>授業時間外学習にかかわる情報</b>   |                          |      |                                    |     |
| 当初、簡単な概説を行うが、医療現場の実情について、参考書などで適切に勉強しておく。また、実習で経験した内容を医学書で確認する。                                       |                          |      |                                    |     |
| <b>成績評価方法</b>   |                          |      |                                    |     |
| 毎回、コメントシートを提出し、最後は、経験した内容をレポートにまとめ提出する。   |                          |      |                                    |     |
| <b>受講条件</b>   |                          |      |                                    |     |
| <b>受講のルール</b>   |                          |      |                                    |     |
| 将来医師となるものとして、恥ずかしくない態度、服装を心がけること。   |                          |      |                                    |     |
| <b>教科書(購入の必要のある図書)</b>  |                          |      |                                    |     |
| 患者は知らない 医者の実態／野田一成:ディスカヴァー・トゥエンティワン, 2016   |                          |      |                                    |     |
| <b>参考書(購入する必要はないが、推奨する図書)</b>   |                          |      |                                    |     |
| 医者とはどういう職業か／里見 清一:幻冬舎, 2016   |                          |      |                                    |     |
| <b>教科書・参考書に関する補足情報</b>  |                          |      |                                    |     |

授業前後に参考図書を手にとって見てください。必ずしも購入しなくても良いですが、医療姿勢に対する本を手取るようにしてください。この機会に教科書を購入してみても良いと思います。

|                 |  |
|-----------------|--|
| <b>オフィスアワー</b>  |  |
| <b>連絡先</b>      | 第一内科   |
| <b>参照ホームページ</b> |  |
| <b>その他</b>      |  |
| <b>実務経験</b>     | 本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。<br>実際の医療現場で診療等の実務にあたる様々な職種の医療人(医師や看護師を含む)が、それぞれ勤務している医療機関において学生を指導する。 |

|   |                          |      |                            |      |     |
|---|--------------------------|------|----------------------------|------|-----|
| 開講年度  | 2021                     | 開講学期 | 後学期                        | 医学部  |     |
| 時間割番号   | 24311                    | 科目名  | 地域医療学 [Community Medicine] | 単位数  | 1   |
| 担当教員  | 川本 龍一 [KAWAMOTO Ryuichi] |      |                            |      |     |
| 科目区分  | 専門教育科目                   | 対象学生 |                            | 対象年次 | 3～3 |
| <b>授業題目</b>   |                          |      |                            |      |     |
| 地域医療 (Community medicine)   |                          |      |                            |      |     |
| <b>授業のキーワード</b>   |                          |      |                            |      |     |
| プライマリ・ケア (primary care)、総合診療学 (general medicine)、家庭医療 (family medicine)   |                          |      |                            |      |     |
| <b>授業の目的</b>  |                          |      |                            |      |     |
| 地域医療の在り方と現状、課題を理解し、地域医療に貢献するための能力を身につける。地域の医療現場における患者中心のチーム医療の一員としての医師の役割および何科にすんでも大切な基本診療・プライマリ・ケアの重要性を理解する。   |                          |      |                            |      |     |
| <b>授業の到達目標</b>  |                          |      |                            |      |     |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域医療の意義を説明できる。</li> <li>2. 地域医療における家庭医、総合診療医、臓器別専門医の役割を説明できる。</li> <li>3. 地域医療、病診連携における基本診療、プライマリ・ケアの重要性を説明できる。</li> <li>4. 地域医療における連携、広義のチーム医療、インフォームド・コンセント、医療安全の重要性を説明できる。</li> <li>5. 地域包括ケアについてそれぞれの職種の役割を説明できる。</li> <li>6. 地域医療における病歴聴取、コミュニケーション能力の重要性を説明できる。</li> <li>7. Evidence based medicine (EBM) と narrative based medicine (NBM) を説明できる。</li> <li>8. 地域に多い日常病について説明できる。</li> <li>9. 地域医療問題の原因を説明できる。</li> <li>10. へき地および離島における地域医療の現状と課題について説明できる。</li> </ol> |                          |      |                            |      |     |
| <b>共通教育の理念・教育方針に関わる項目</b>   |                          |      |                            |      |     |
| 自然科学にとどまらない医療人としての幅広い教養を身につけている。(知識・理解)   |                          |      |                            |      |     |
| 患者と家族の身体的・心理的・社会的な健康状態および疾病の状態を把握し、情報を総合することによる適確な判断に基づいて、必要な行動を示すことができる。(思考・判断)  |                          |      |                            |      |     |
| 社会の医療ニーズの変化に対応して、適切な方法で最新の医学知識や医療情報を収集・整理し、生涯を通して自らを高めることができる。(興味・関心)   |                          |      |                            |      |     |
| 都市部から辺地までを包含する地域において、患者中心の医療の担い手となる医師として責任をもった行動をとることができる。(態度)  |                          |      |                            |      |     |
| 基礎的な医療行為を患者にも自らにも安全に実施することができる。(技能・表現)  |                          |      |                            |      |     |
| 患者・家族や保健・医療・福祉チームのメンバーと良好なコミュニケーション(簡単な英語によるものを含む)をとり、チームの一員としての役割を果たすことができる。(技能・表現)  |                          |      |                            |      |     |
| <b>愛媛大学学生として期待される能力(愛大学生コンピテンシー)に関わる項目</b>  |                          |      |                            |      |     |
| 必要な情報を収集・整理できる  |                          |      |                            |      |     |
| 個別の知識や技能を相互に関連づけながら習得できる  |                          |      |                            |      |     |
| 習得した知識や技能を基に自分の考えを組み立て、適切に表現(記述・口述)できる  |                          |      |                            |      |     |
| 広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる  |                          |      |                            |      |     |
| 客観的根拠に基づき判断し、解決策を提示できる  |                          |      |                            |      |     |
| 様々な状況に応じて適切な対話・討論ができる   |                          |      |                            |      |     |
| 目的達成のために多様な人と協働できる  |                          |      |                            |      |     |
| 自らの個性や適性を活かして行動できる  |                          |      |                            |      |     |
| 社会的関係の中で自分の行動を調整できる   |                          |      |                            |      |     |
| 他者を理解し、他者のために役立つことができる  |                          |      |                            |      |     |
| 集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる   |                          |      |                            |      |     |
| 地域や国内外の課題を自ら考察し、解決に向けて行動できる   |                          |      |                            |      |     |
| <b>授業の概要</b>  |                          |      |                            |      |     |
| 地域医療: 1. 離島医療、2. 健康な地域づくり   |                          |      |                            |      |     |

家庭医療学:1. 総論, 2. 家族の見方, 3. 代替医療, 4. 医療家系図, 5. 子供の健康と家族, 6. 老いを考える, 7. ライフサイクルと健康

臨床疫学:1. EBMとNBM, 2. 診断的検査の意義, 3. 診断的検査の研究デザインに潜むバイアス, 4. 治療効果の評価, 5. 治療効果の研究デザインに潜むバイアス, 6. 臨床判断の基礎

地域医療の多様性:1. 医療判断学, 2. 家庭医による(生活習慣)禁煙指導, 3. 医療を巡る倫理問題, 4. 地域に根ざした実践活動

地域医療を楽しく実践する:1. 地域リハビリテーションの展開, 2. 生活習慣病の行動変容, 3. 地域医療支援する研究

地域医療のネットワーク:1. 多職種との連携, 2. 地域に住んで実践する地域医療

地域医療の新機軸:1. 行政からの期待(保健・医療・福祉), 2. 女性医師の生涯設計

## 授業スケジュール

令和3年度

| 時限         | テーマ                           | 所属    | 担当医師     |
|------------|-------------------------------|-------|----------|
| 10月14日 木曜日 | 6時限 地域医療の理論「家庭医としての役割」        | 地域医療学 | 川本       |
| 10月15日 金曜日 | 6時限 地域医療の理論「ライフサイクルと健康」       | 地域医療学 | 二宮       |
| 10月21日 木曜日 | 6時限 地域医療の理論「地域医療における解釈モデルの活用」 | 川本    |          |
| 10月22日 金曜日 | 6時限 地域医療の理論「地域医療における面接技法」     | 地域医療学 | 二宮       |
| 10月28日 木曜日 | 6時限 地域医療の理論「患者さんの視点」          | 地域医療学 | 菊池       |
| 10月29日 金曜日 | 6時限 地域医療の実践「高齢者医療と福祉」         | 非常勤講師 | 大原       |
| 11月4日 木曜日  | 6時限 地域医療の理論「地域医療でのEBMとNBMの活用」 | 地域医療学 | 川本       |
| 11月5日 金曜日  | 6時限 地域医療の実践「地域における医療資源の活用」    | 地域医療学 | 二宮       |
| 11月11日 木曜日 | 6時限 地域医療の理論「地域医療でのEBMとNBMの実践」 | 地域医療学 | 川本       |
| 11月18日 木曜日 | 6時限 地域医療の実践「多職種との連携活動とは」      | 地域医療学 | 川本       |
| 11月19日 金曜日 | 6時限 地域医療の実践「家庭医による禁煙活動」       | 非常勤講師 | 加藤       |
| 11月25日 木曜日 | 6時限 地域医療の実践「総合医と専門医の役割」       | 地域医療学 | 徳本       |
| 11月26日 金曜日 | 6時限 地域医療の実践「身体診察の基本」          | 地域医療学 | 菊池       |
| 12月2日 木曜日  | 6時限 地域医療の実践「地域での生活習慣病と行動変容」   | 地域医療学 | 川本       |
| 12月3日 金曜日  | 6時限 地域医療の実践「地域での予防医療活動」       | 地域医療学 | 川本       |
| 12月9日 木曜日  | 6時限 地域医療の実践「在宅医療」             | 地域医療学 | 川本       |
| 12月10日 金曜日 | 6時限 地域医療の実践「コミュニケーション」        | 地域医療学 | 菊池       |
| 12月16日 木曜日 | 6時限 地域医療の実践「在宅終末期医療」          | 地域医療学 | 川本       |
| 12月17日 金曜日 | 6時限 地域医療の実践「病院運営と患者ケア」        | 非常勤講師 | 宮岡       |
| 12月23日 木曜日 | 6時限 地域医療の実践「地域医療における腹痛診療」     | 地域医療学 | 徳本       |
| 12月24日 金曜日 | 6時限 地域医療の実践「地域医療での心のケア」       | 非常勤講師 | 山岡       |
| 1月7日 金曜日   | 6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 1」       | 地域医療学 | 菊池       |
| 1月13日 木曜日  | 6時限 地域医療の実践「地域医療における研究活動」     | 地域医療学 | 川本       |
| 1月14日 金曜日  | 6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 2」       | 地域医療学 | 二宮       |
| 1月20日 木曜日  | 6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 3」       | 地域医療学 | 川本       |
| 1月21日 金曜日  | 6時限 地域医療の実践「バン格拉デシュでの医療活動」    | 非常勤講師 | 宮川       |
| 1月27日 木曜日  | 6時限 地域医療の実践「日常病と臨床推論 4」       | 地域医療学 | 徳本       |
| 1月28日 金曜日  | 6時限                           | テスト   | 地域医療学 川本 |

## 授業時間外学習にかかわる情報

上記参照

## 成績評価方法

出席態度「毎回のコメントシート(ミニッツ・ペーパー)を評価対象とする」、学習状況、発表状況・態度、提出レポート、試験等により行う。なお、出席が3分の2に満たない場合には成績判定の対象となりません(単位修得は不可)。

## 受講条件

| <b>受講のルール</b>  |  |
|--|--|
| <b>教科書（購入の必要のある図書）</b>   |  |
| この一冊で在宅患者の主治医になれる／飯島克巳編著：南山堂，2002  |  |
| 家族志向のプライマリ・ケア／1. S. H. マクダニエルら著、松下 明監訳：シュプリンガーフェアラーク，2006  |  |
| 診療所マニュアル第3版／地域医療振興協会：メディカルサイエンス社，2011  |  |
| 国試・改訂コアカリ対応 地域医療学入門／監修 日本医学教育学会地域医療教育委員会 ・全国地域医療教育協議会 合同編集委員会：診断と治療社，2019  |  |
| 研修医・指導医のための地域医療・地域保健／河野康公一、福井次矢・倉本 秋・米田 博編集：金芳堂，201  |  |
| <b>参考書（購入する必要はないが、推奨する図書）</b>  |  |
| 在宅医療テキスト <a href="http://www.zaitakuiryoyuuzimaidan.com/index.html">http://www.zaitakuiryoyuuzimaidan.com/index.html</a> |  |
| <b>教科書・参考書に関する補足情報</b>   |  |
| -  |  |
| <b>オフィスアワー</b>   | 午前8:30ー午後5:00  |
| <b>連絡先</b>   | 愛媛大学大学院医学系研究科地域医療学講座<br>西予市地域サテライトセンター<br>電話:0894-72-0180 FAX:0894-72-0938   |
| <b>参照ホームページ</b>  | <a href="http://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/">http://www.m.ehime-u.ac.jp/school/community.med/</a>                                  |
| <b>その他</b>   | 地域医療の現場での体験は貴重です。実習は年中受け入れます。<br><br>本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。<br>医師としての資格を有し実際に附属病院等で臨床実務にあたる教員が、その経験と見識を生かして、講義で得られた知識を臨床現場に応用するという観点から解説を行う。 |
| <b>実務経験</b>  | 本授業は「実務経験のある教員による授業科目」である。<br>地位医療現場での診療・教育。   |

## 地 域 医 療 学

### 導入型臨床実習

導入型臨床実習と診療型臨床実習は、基本的には同様のスケジュールで実習をおこなうが、後者ではより診療チームの一員として治療に参加し、診療業務を分担しながら医師としての態度、技術、知識を習得する。

### 1 実習目的

地域医療学実習では、第一線現場での地域医療を体験し、実践に触れることにより地域医療への動機を明確にする。大学とは異なる臨床現場での見聞や感動を通してプライマリ・ケアの概念や重要性を知るとともに、医療と保健・福祉の連携による効率化や地域貢献の実際を知る。また、そうしたなかで患者さんや先輩医師、スタッフと接しながら医療のあり方を考える。

- 1) 医療面接、身体診察の技能の向上を図るとともに、外来診察実習を行う。指導教員のもとで、初診患者について診察を行い、診断や治療計画等を立案する。
- 2) 地域医療の実践に必要な知識と技術のみならず、地域医療のやりがい、楽しさ、喜び、誇りといった態度を学ぶ。
- 3) 実習内容には、外来診療や病棟実習のみならず、地域医療活動（保健、福祉分野等）も積極的に取り入れる。

### 【一般目標】

地域医療に貢献する能力を身につけるために、体験学習をとおして地域医療の現状および課題を理解し、地域医療における医師・患者関係および医療・福祉・介護のネットワークを学び、地域住民が必要とする医療について考える。

### 【到達目標】

- 1) 地域医療に求められる役割と機能および体制等、地域医療の在り方を概説できる。
- 2) へき地における地域医療の現状と課題について説明できる。
- 3) 医師の偏在（地域および診療科）の現状について説明できる。
- 4) 地域における、保健（母子保健、老人保健、精神保健、学校保健）・医療・福祉・介護の分野間の連携の必要性について説明できる。
- 5) プライマリ・ケアの必要性を説明できる。
- 6) 地域における、救急医療、在宅ケアの体制を説明できる。
- 7) 患者、医療スタッフ、地域住民と良好にコミュニケーションする。
- 8) 地域医療に積極的に参加・貢献する。



## 【行動目標】

- 1) 地域中核病院における病棟診療，外来診療に参加する。
- 2) 地域中核病院における救急医療（当直）に参加する。
- 3) 診療所における外来診療に参加する。
- 4) 訪問診療，訪問看護に参加する。
- 5) 保健所における業務に参加し，保健活動を体験する。
- 6) 介護保険施設における福祉，介護を体験する。
- 7) 医療スタッフと地域医療について語り合う。
- 8) 行政関係者や地域住民と医療について語り合う。

## 2 指導スタッフ（指導体制）

教授：川本 龍一 rykawamo@m.ehime-u.ac.jp

准教授：熊木 天児 hepatologist.toronto@gmail.com

准教授：徳本 良雄 yotoku@m.ehime-u.ac.jp

助教：二宮 大輔 98065dn@jichi.ac.jp 菊池明日香 ashryn@mac.com

現地指導医：村上 晃司（愛媛県立南宇和病院） 三瀬 順一（愛媛県立南宇和病院）

嶋本 純也（愛南町国保一本松病院） 玉井 正健（宇和島市立津島病院）

メディカルスタッフ

実習場所：西予市立野村病院 （TEL：0894-72-0180）（西予市地域サテライトセンター）

久万高原町立病院 （TEL：0892-21-1120）（久万高原町地域サテライトセンター）

愛媛県立南宇和病院 （TEL：0895-72-1231）（愛南町地域サテライトセンター）

愛南町国保一本松病院（TEL：0895-84-2255）（愛南町地域サテライトセンター）

宇和島市立津島病院 （TEL：0895-32-2011）

\*地域医療実習では，少数人数での参加型実習を行っている。そのため愛媛県内で地域包括ケアに積極的に取り組んでいる5か所の施設で実施予定である。あらかじめ，自分がどの施設で実習を行うかを確認し，実習施設の指示に従い集合すること。

## 3 週間予定表

- 1) 集合場所・時間：西予市立野村病院 （8：00までにサテライトセンター）  
：久万高原町立病院 （8：20までに院内在宅支援センター）  
：愛媛県立南宇和病院 （9：55までに2階医局）  
：宇和島市立津島病院 （10：00までに事務長室）

\*月曜日が休日等で火曜日が初日となる場合も同様。

モデル（西予市立野村病院）

| 日程      | 月                                 | 火                    | 水                     | 木                             | 金                    |
|---------|-----------------------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------------|----------------------|
| 午前6：30～ |                                   | 早朝回診                 | 早朝回診                  | 早朝回診                          | 早朝回診                 |
| 午前      | オリエンテーション<br>外来実習<br>訪問看護<br>病棟実習 | 訪問看護<br>外来実習<br>介護実習 | 内視鏡<br>超音波等検査         | 病棟実習<br>介護実習<br>訪問看護          | 介護実習<br>病棟実習<br>外来実習 |
| 午後0：30～ | 抄録会                               | 褥瘡回診                 | レ線カンファレンス             | 在宅カンファレンス                     | 病棟総回診                |
| 午後      | 訪問診療<br>特養回診                      | 訪問診療<br>出張診療所        | 健康教室<br>外来診療，特養<br>回診 | コメディカルツアー<br>小外科実習（オ<br>プション） | 訪問診療<br>まとめ          |
| 希望により   | 当直                                | 当直                   | 当直                    | 当直                            |                      |

**実習内容**

- (1) 全人的医療 (2) コミュニケーション  
 (3) 地域包括ケア：保健・医療・福祉の連携  
 (4) 外来診療 (5) 在宅ケア (6) 病診連携  
 (7) EBM (8) 救急医療 (9) 学校医業務  
 (10) 医療行政 (11) ホスピス

- 注意 ・ 学生が特に希望する学習内容等があれば相談する。  
 ・ 実習担当官が実習現場（実習指導医）を指定する。  
 ・ 基本的にはクリニカルクラークシップを行う。

**4 学習目標**

1) 必ず学習するもの

- ・ 外来診療（初診患者，慢性疾患再来患者，救急患者）
- ・ 入院診療
- ・ 医療面接（問診，Medical communication skill，地域情報を背景にしたコミュニケーション）
- ・ 身体診察法（短い時間で行う診療法）
- ・ 診断の進め方（特にありふれた病気の鑑別診断）
- ・ 検査の選択法
- ・ 患者への説明と患者の決定支援
- ・ 療養指導，服薬指導（特に慢性疾患）
- ・ 紹介（コンサルテーションとリファー）の方法

2) 可能ならば学習するもの

- ・ 予防活動

健診 乳幼児健診，保育所・幼稚園・学校健診，職場健診，人間ドック，  
予防接種，個別接種，集団接種，健康学習，子育て支援，育児相談，  
母親教室，子育て教室，生活習慣病教室，特定検診・特定保健指導，  
病態別集団教育

・地域機関の働き

市町村保健福祉センター，市町村役場担当課

・老人医療，障害者医療，介護，在宅医療

・デイサービス，デイケア

・施設の医療

身体障害児（者）および知的障害児の通園施設，授産施設，更生施設，  
介護型有料老人ホーム，特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，  
療養型病床群，老人病院，特別許可老人病院，介護力強化病院

・他の地域機関の働き

福祉事務所，児童相談所，在宅介護支援センター，訪問看護ステーション

## 5 施設ごとの具体的到達目標・行動目標

### 中核病院における病棟実習

- ①患者を1週間にわたり担当する。
- ②担当患者の問診，診察を行い，日々の変化を主治医，あるいは看護師へ報告し，対処法について検討する。
- ③担当患者の疾患のみならず，家族，暮らしている環境，地域について理解する。
- ④担当患者の処置，検査，手術，リハビリ等に立ち会い，指示された役割を果たす。
- ⑤担当患者の主治医意見書，訪問看護指示書，訪問リハビリ指示書等の草案を作成する。
- ⑥病棟患者の看護的業務の介助を行う。
- ⑦病棟カンファレンスや医療ソーシャルワーカー（MSW）の業務見学などを通じて，病院とその他の医療，介護・福祉施設との医療連携について理解する。
- ⑧機会があれば臨終に立会い，死後処置などを見学する。
- ⑨任された業務において，責任を持って患者に貢献するよう努める。

### 中核病院における救急（当直）実習

- ①指導医とともに夜間当直を行なう。
- ②指導医の指導・監視の下，診察を行なう。
- ③指導医の指導・監視の下，検査（心電図，検尿，採血など）を行う。
- ④指導医の指導・監視の下，治療（創傷処置，止血，縫合など）を行う。
- ⑤気管内挿管，心臓マッサージ，電氣的除細動の介助，見学を行う。
- ⑥指導医の許可の下，患者，家族への病状説明に同席する。

- ⑦地域における救急医療および災害医療の体制を理解する。
- ⑧救急隊からの救急患者受け入れの流れを理解する。

### **中核病院における外来実習**

- ①初診患者の問診，身体観察を行い，診断・治療方針を自ら考える。
- ②指導医の外来診察を見学し，患者－医師関係，臨床推論の仕方を理解する。
- ③再来患者の問診，血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定を行う。
- ④外来における処置の介助を行う。

### **診療所における外来実習**

- ①指導医の診察を見学し，医師－患者コミュニケーションや診察における技能や態度を学習する。
- ②初診患者の問診および身体診察を行い，臨床推論を立てる。
- ③再来患者の血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定を行う。
- ④指導医の指導・監視の下，心電図，超音波検査を行う。
- ⑤リハビリの介助を行う。
- ⑥創傷処置，皮膚消毒，包帯交換の見学，介助を行う。
- ⑦患者・家族へのインタビューから住民が診療所に期待する思いを理解する。

### **訪問診療実習**

- ①訪問診療（往診）に同行する。
- ②訪問先で血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定，身体診察などを行う。
- ③患者の異変を察知する努力をする。
- ④患者および家族とのコミュニケーションを図る。
- ⑤患者および家族との会話から，在宅医療のメリット・デメリットを考える。
- ⑥患者の家族構成・居住環境を確認し，問題点とその解決策を考える。
- ⑦患者に必要な医療，福祉，介護について考える。

### **訪問看護実習**

- ①訪問看護に同行する。
- ②訪問先で血圧・体温・酸素飽和度（SpO2）測定，身体診察などを行う。
- ③看護的業務（体位交換，おむつ交換，移送など）の介助を行う。
- ④患者および家族とのコミュニケーションを図る。
- ⑤患者および家族との会話から，在宅医療のメリット・デメリットを考える。
- ⑥患者の家族構成・居住環境を確認し，問題点とその解決策を考える。
- ⑦患者に必要な医療，福祉，介護について考える。

### **福祉施設における実習**

- ①看護的業務（体位交換，おむつ交換，移送など）の介助を行う。
- ②入浴介助，食事介助などを手伝う。
- ③リハビリテーションに参加し，介助を行う。
- ④入居者と懇談する等，コミュニケーションを図る。
- ⑤ケア・カンファレンスに参加する。

### **市町村行政での実習**

- ①市長あるいは事務長などから地域医療の現状について話を聞く。
- ②その地区の医療・保健・福祉のネットワークについて理解する。
- ③乳幼児健診・三歳児健診などに参加し，介助を行う。
- ④住民の健康相談に立ち会う。
- ⑤地域住民の医療ニーズを理解する。

| 大項目                                | 中項目   | 小項目  | チェック | 備考 |
|------------------------------------|---|--|------|----|
| 診療の基本                              | Medical<br>Communication<br>Skill<br><br>身体診察<br>検査・治療<br>診断過程の理解<br>外来診察実習 | あいさつ<br>アイスブレーキング、開かれた質問と閉じた質問<br>主訴・来診理由の把握、非言語的メッセージ<br>解釈モデル、個人プロフィール（生活信条、生きがい、健康観、疾病観、生活習慣）<br>医療家系図（Family Tree）<br>系統的身体診察（身体所見のとり方）、インフォームドコンセント<br>鑑別診断、感度、特異度、尤度比、ROC曲線<br>外来診療の特殊性の理解 |      |    |
| 地域医療機関での活動                         | 外来診療<br>入院診療  | 外来診察見学、設定に応じた診療<br>医療機関の特徴を生かした診療、病棟での患者教育、地域との継続性を意識した退院前指導   |      |    |
| 地域の理解                              | 地域の地理<br>地域の社会経済事情<br>地域の医療事情<br>諸先輩の活動の歴史                                  | 自然風土、気候<br>経済活動、生産活動、政治風土、社会問題<br>医療制度、医療資源、医療費、医療機関の分析<br>派遣先の事情、実績、問題点   |      |    |
| 問題解決の手法としてのEvidence-based Medicine | 問題設定<br><br>情報収集<br>情報の吟味<br><br>患者への適用                                     | 問題の抽出、真のアウトカムと代理のアウトカム、問題の定式化（PECO）<br>PubMedの利用、UptoDateの利用<br>妥当性の評価、Intention to Treat Analysis<br>Randomized Controlled Trial, RRR, ARR, NNT<br>患者への適用                                       |      |    |
| 在宅ケア                               | 在宅ケアにかかわる問題点<br>医療保険<br>介護保険  | 家族、介護者に生じる問題、在宅ケアへの移行の方法<br>保険診療、訪問診療、訪問看護<br>介護保険のしくみ、主治医の意見書、介護サービス計画の立案と実行  |      |    |
| 保健・予防活動                            | 健衆教育／健康学習<br>健康診断<br>医療との連携<br>予防医学   | 健康講和／健康学習<br>患者教育（集団、個人）<br>乳児健診、学校健診、住民健診<br>連絡会議など、予防接種  |      |    |
| 地域福祉活動                             | 施設と機能<br>医療との連携   | デイケア、デイサービス<br>地域リハビリテーション<br>連絡会議など   |      |    |
| 地域活動                               | 医師の役割   | 行政との懇談<br>医師会との会合  |      |    |
| 産業保健                               | 産業医   | 産業医の職務と職責  |      |    |
| 職員教育                               | 職員教育  | コメディカルスタッフの教育  |      |    |

## 6 水準リスト

| 水準    | レベルⅠ<br>指導医の指導・監督の下で実施されるべき   | レベルⅡ<br>指導医の実施の介助または見学が推奨される   |
|-------|---|--|
| 診察の基本 | 臨床推論，診断：治療計画立案，EBM，診療録作成，症例のプレゼンテーション   |  |
| 一般手技  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護的業務<br/>体位交換，おむつ交換，移送</li> <li>・処置<br/>皮膚消毒，包帯交換，外用薬塗布，湿布<br/>気道内吸引，ネブライザー<br/>導尿，浣腸<br/>ギプス巻き<br/>胃管挿入<br/>尿道カテ挿入抜去</li> <li>・注射<br/>皮内，皮下，筋肉，静脈（末梢）</li> <li>・診療記録（症状経過のみ学生のサインとともに書き入れ，主治医のサインを受ける）</li> <li>・健康教育（一般的内容に限る）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神療法</li> <li>・処置<br/>中心静脈カテ挿入<br/>動脈採血・ライン確保<br/>腰椎穿刺<br/>膀胱洗浄<br/>ドレーン挿入・抜去<br/>全身・局所麻酔，輸血<br/>眼球に直接触れる治療</li> <li>・診療記録<br/>各種診断書・検案書・証明書の作成</li> <li>・家族への病状説明</li> </ul>            |
| 外科手技  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的処置<br/>清潔操作，手洗い，ガウンテクニック<br/>抜糸，止血，膿瘍切開，排膿，縫合，消毒・ガーゼ交換，手術助手</li> <li>・その他<br/>作業療法（介助）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的処置<br/>各種穿刺による排液</li> </ul>   |
| 検査手技  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿検査</li> <li>・末梢血塗抹標本</li> <li>・微生物学的検査（G染色を含む）</li> <li>・経皮的酸素飽和度モニター</li> <li>・生理学的検査<br/>12誘導心電図，心音図<br/>脳波<br/>呼吸機能（肺活量等）<br/>聴力，平衡機能<br/>視野，視力</li> <li>・画像診断<br/>超音波検査（心・腹部）<br/>MRI（介助）</li> <li>・放射線医学検査<br/>単純X線撮影（介助）</li> <li>・消化管検査<br/>直腸鏡，肛門鏡</li> <li>・採血<br/>耳朶・指先など毛細血管，静脈（末梢），動脈（末排）</li> <li>・妊娠反応検査</li> <li>・血液型判定</li> <li>・穿刺<br/>嚢胞（体表），膿瘍（体表），胸腔，腹腔，骨髄</li> <li>・その他<br/>アレルギー検査（貼付）発達テスト</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・眼球に直接触れる検査</li> <li>・生理学的検査<br/>脳波検査（判読）<br/>筋電図</li> <li>・消化管検査<br/>食道，胃，大腸，気管，気管支などの内視鏡検査</li> <li>・採血<br/>小児からの採血</li> <li>・穿刺<br/>腰椎，バイオプシー</li> <li>・その他<br/>知能テスト，心理テスト</li> </ul> |
| 診察手技  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療面接</li> <li>・全身の視診，打診，触診</li> <li>・簡単な器具（聴診器，打腿器，血圧計など）を用いる診察</li> <li>・直腸診</li> <li>・耳鏡，鼻鏡，検眼鏡による診察</li> </ul>   |  |
| 救急    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイタルサインチェック</li> <li>・気道確保（エアウェイによる），</li> <li>・人工呼吸，酸素投与，心マッサージ，電氣的除細動</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命治療（二次救命処置）</li> </ul>  |

〈愛媛の地域医療を支える医療人育成プログラム〉

平成31年度愛媛大学教育改革促進事業（愛大教育改革GP）申請書

実施責任者所属 医学部

実施責任者氏名 竹中 克斗 印

|   |  |                                     |                 |
|---|--|-------------------------------------|-----------------|
| 種目  | A ・ ⑥ ・ C<br>※該当する種目に○を記入してください。   | 特別テーマ<br>( )<br>※該当する場合は○を記入してください。 |                 |
| 事業名                                       | 愛媛の地域医療を支える医療人育成プログラム  |                                     |                 |
| 実施担当者名 ※実施責任者が部局等の長の場合は主担当者1名に下線を付してください。 |  |                                     |                 |
| 氏名  | 所属   | 役割                                  |                 |
| 竹中 克斗                                     | 医学科教務委員長、医学部統括教育コーディネーター   | 本取組の総括、医学教育プログラムの作成及び実行             |                 |
| 山内 栄子                                     | 看護学科教務委員長  | 看護学教育プログラムの作成及び実行                   |                 |
| 薬師神 裕子                                    | 看護学専攻学務委員長   | 看護学教育プログラムの作成及び実行                   |                 |
| 高田 清式                                     | 地域医療支援センター長  | 連携病院との連絡および調整                       |                 |
| 羽藤 直人                                     | 医学科長   | 医学科内部および看護学科との調整                    |                 |
| 陶山 啓子                                     | 看護学科長  | 看護学科内部および医学科との調整                    |                 |
| 西嶋 真理子                                    | 看護学科教育コーディネーター   | プログラムの実行と実施後調査                      |                 |
| 小林 直人                                     | 医学科教育コーディネーター  | プログラム評価と本取組の評価                      |                 |
| 山下 政克                                     | 医学部長   | 本取組の総合評価、全学の取組との調整                  |                 |
| 事業期間                                      | 平成31年4月 ～ 令和4年3月   |                                     |                 |
| 実施経費                                      | 1. 事業実施期間における実施経費 2,000千円  |                                     |                 |
|   | 2. 事業実施期間における年度別実施経費   |                                     |                 |
|   | 年度   | 令和1<br>(2019)年度                     | 令和3<br>(2021)年度 |
|   | 申請額  | 千円<br>1,000                         | 千円<br>1,000     |
| 取組の概要<br>※400字以内                          | <p>県内の医師、看護師数はまだ十分でないにもかかわらず、愛媛大学医学部医学科および看護学科卒業生の県内就職率は、ともに60%弱に過ぎない。このプログラムでは県内就職生を増やすことを目標に、県内の連携病院の協力のもと、医学科生・看護学科生が共同で、入学低学年の早期からへき地での地域医療の現実を体験し、医学部OB・OGを含めた若手医療スタッフとともに行動することで医療を考える機会を持つことが期待される。加えて、地域の患者・家族や住民との交流を通して、地域医療の現実を知り、地域との強固な人間関係を築くことを目指す。その結果として、愛媛大学に入学した当初から、地域医療環境を提示し、自らの将来像を思い描けるような経験を通して、生涯教育につながるシームレスな教育システムを構築することを目指しており、本学が掲げる「地域の持続的発展を支える人材育成の推進」というVISION・戦略や中期目標にも合致している。</p> |                                     |                 |



以下の内容について記入してください。

1. 当該事業について
2. 当該事業に係る経費

**【留意事項】**

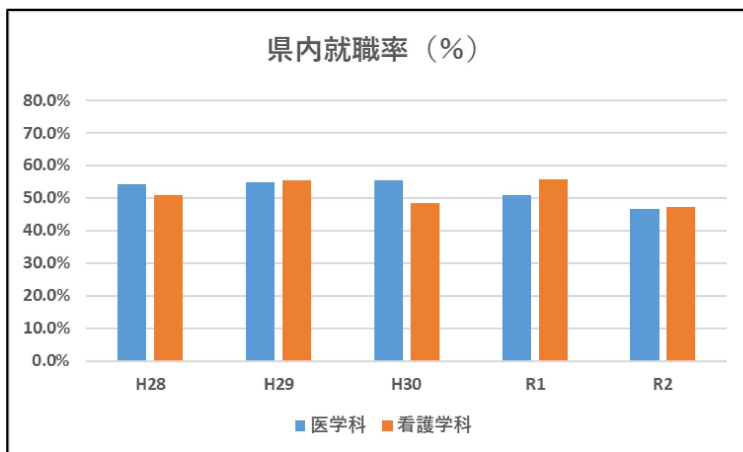
- ・MS明朝 11ポイントで作成してください。
- ・写真等を挿入する場合は、1MB以下に縮小してください。
- ・記入にあたっては、種目Aの評価基準である「ループリック評価シート」を参照してください（Q&Aの末尾に掲載しております）。
- ・本申請書は、電子媒体及び紙媒体で提出してください。
- ・本申請書の他、参考資料（イメージ図・データ・資料等）があれば添付してください。参考資料を添付する場合は、10ページ以内にまとめて、電子媒体で提出してください。
- ・電子媒体での提出が難しい参考資料（冊子体の報告書等）については、紙媒体で提出してください。

**1. 当該事業について**

**(A4版3ページ以内で記入。文中に写真、表、新聞記事等を挿入することも可)**

**① 背景・現状**

我が国では高齢化率が40%を越える地域もあり、地域の包括的な支援・サービス提供体制、つまり地域包括ケアシステムの構築が求められている。しかしながら、地域医療を担う医療スタッフは減少し、もはや、崩壊に近い状況にある。地域医療を行う医療者を確保するためには、奨学制度を設けることで、県内に残る医療者を確保しようとするなどの試みが行われているが、意欲を持って地域で医療を行う人材を確保するのは大変難しいのが現状である。一方、学生は、多様な年代・価値観の人々と直接関わる機会が減り、医療の対象となる患者・家族を生活者として理解することが難しくなっている。また、地域のコミュニティが崩壊する中、地域の健康課題を明確化し、課題解決のために住民・行政・専門家や民間が協働していく必要性をイメージすることもできなくなっている。結果として、残念ながら、平成30年度までの県内で就職し医療を担おうとする医学部の卒業生は、愛媛県の奨学金を受けた学生を含めても、医学科・看護学科ともにほとんど60%に達せず、まだ、十分でない。その上、松山圏域を離れた、東予・南予地区の医療従事者が不足している地域では、特に積極的に働こうと考えている学生は不足している。その一因には、当該地域では社会的ニーズがあるにも関わらず、辺地での勤務では十分な研修を受けることができないのではないか、充実した医療人としての生活を送れないのではないかなどの情報不足による不安が大きいことがあると考えられる。また、上記のような地域医療の現状の知識のみでなく、実際に医療を行っ



ている愛媛大学OB・OGなどの医療者と語り合う機会がないことも関係していると思われる。さらに、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大により、医学科・看護学科ともに臨床実習は、一次中断や、学外実習の中止など、大きな影響を受けた。今回の新型コロナウイルスの感染拡大による県内に医療事情の逼迫により、改めて、県内の医療人材の確保や、医療体制拡充の必要性が認識された。

**② 目的（取組の意義、必要性）**

県内の医療を充実させる人材を確保するためには、地域でのニーズを知り、情報を得ることにより、就職に関する不安を取り除く事が重要と思われる。もちろん、地域の高齢者や専門職との関わりを通じて、学生のうちに地域包括ケアシステムの構築や支援の推進力となる医

療人としての基礎力を身に付けることも必要である。以上の目的から、低学年の折から医療意識を高めるための取組として、1年時から早期医療体験実習を行っているが、経済的な理由もあり、実習場所は大学から通える近郊の連携医療機関に限られている。今回の取組では、東予・南予地区の連携医療機関を早期医療実習に組入れ、へき地での医療のニーズに触れ、愛媛大学卒業生を含めた医療人との交流を通して学生の不安を取り除き、地域医療の現場でのやりがいを経験するとともに、一般住民とも触れ合うことにより、地域保健医療活動の面白さや手応えを感じることで、医学系学生の県内就職率・残留率の向上を目的とする。加えて、この取組は、従来の実習では行うことができない地域包括ケアにおける基礎力を身に付けることや多職種で医療を考えることも目的としている。これらは、学生にとっても、地域にとっても重要な取り組みであり、本学の第3期中期目標および、今後の第4期中期目標にも一致する。昨年度から続く新型コロナウイルス禍から、地方の医療体制の脆弱性は明らかであり、このような地域医療体験によって、学生が、地方における医療の問題点を直接感じて、自身の問題として捉えるようになることを期待する。

### ③ 目標（取組を通して具体的に達成しようとする事）

この取組を通して、学生が地域での医療現場の実情を知り、不安を取り除き、やりがいを持って就労できる知識を得ることができ、本学卒業生を含めた地域で活躍する医療者との活発な討論、加えて、患者・家族との交流により、学生が、地域で更に輝く愛媛大学の一員となることを目標とする。本取組の直接の到達目標の一つは、最終的な県内就職率の改善にある。

### ④ 目的・目標の一貫性（上位目標との対応）

愛媛大学は、学生中心の大学、地域とともに輝く大学、世界とつながる大学の3つの目標を掲げており、この取組は、学生の意欲を向上させ、地域とともに輝くために必要なことである。具体的には、平成31年度に入学した医学部生において、医学科では県内で研修医になる卒業生を60%以上、看護学科でも同等の県内就職率を達成することを目標とする。また、この取組は、県内で活躍する愛媛大学卒業生にとっても、後輩の教育に関わることで、自らも輝く機会を与えるもので、「地域の持続的発展を支える人材育成の推進」について、医学部のミッションを達成し愛媛大学の地域への貢献を更に向上するものである。

### ⑤ 教育方法、教材・教具、施設・設備

医学科1年生では、これまで秋に早期医療体験実習として一週間の病院見学を行い、医療の現実に早期から触れる実習を行っているが、現在は、近隣の医療機関に限られている。この取り組みを辺地での地域医療の現実や地域でのニーズなどを理解し、患者・家族や住民の期待に触れる機会として広げる。また、看護学科では新入生セミナーの中で先輩看護師等と交流する機会を設けているものの、両学科合同で本学卒業生と接し、人間関係を形成する機会は限られている。今回の取り組みでは、大学と連携が十分取れている東予・南予の基幹病院を利用し、早期医療体験実習を行うことに組入れて発展させる。早期臨床実習体験だけでなく、初期臨床研修医や新規卒業の看護師や、卒後10年目くらいまでの医療者とワークショップ形式で共同作業することで、地域医療の現状を知り、問題点を挙げ、具体的な改善方法をともに考える機会を設けるなど、様々な臨床経験をしながら形成的な生涯学習をしている先輩方と交流する機会を持ち、自らのライフスタイルにおけるモデル像を描く。加えて、1年生から、臨床実習を開始する以前の低学年の医学科および看護学科学生の春休みを利用して、両学科合同で上級生と下級生の学生をグループとして組ませ、地域医療への取り組みを体験するだけでなく、「多職種間協働学習の経験」や「学生間のピア・エデュケーション」の要素を盛り込む。受け入れ施設数と参加学生数を増やし、最終的には、できれば全員が一度は経験する正規授業の方向とする。

実習の企画では、本取り組みのためのプロジェクトチームをつくり、実習メニューを検討する。メンバーは実習フィールドの保健・医療・福祉機関の関係者、住民代表及び教員（医学科及び看護学科）である。実習フィールドの選定、家庭訪問事例の検討・選定、学生が参加する事業の選択及び調整、住民への説明等を行う。教材として、医学生・看護学生に実習の概要

を記載した冊子を用意する他、最低限の教育用設備、交通費、食費、会議運営費など各医療機関での教育費となる。

## ⑥ 実施計画

### 令和1年度

まず、1年生9月に必修となっている早期臨床体験実習に、東予・南予地区の連携医療機関での実習を組み込む。その中では、若手研修医やコメディカルスタッフとのワークショップ形式の勉強会の他、患者家族との交流会を組み込む。続いて、医学科・看護学科1-3年生の春休みに、両学科合同（合計20から30名程度）で、医学部と連携医療機関と共同で開発した実習カリキュラムに基づき、一週間かけて多職種間共同学習経験として早期医療体験を行う他、その地域の病院群で集まり、医学部教員がファシリテーターとなるワークショップを行うなど、実習の「事前指導・事後指導」を行う。加えて、医学科・看護学科学生の相互に交流する「ピア・エデュケーション」を持つ他、地域の住民との交流の時間を設ける。この春休みのプログラムについては、地域医療学講座を持ち、これまで、地域医療に対しての実績のある地域サテライト・センターとして野村病院や久万高原病院、協力が期待できる松野町国民保険中央診療所から始める。

### 令和3年度

前々年度報告書について踏まえた上で、医学科では、東予・南予地区での早期体験実習の連携病院を増やし行い、医学科・看護学科学生の共同で行う取り組みについては、フィールドとの調整（9-10月）、実習事前学習（2月）、実習5日間（3月）、実習事後学習（3月）として、人数を増やし（合計60人程度が目標）、複数の連携病院で行う。事業のまとめ（3月）：計2年間の活動報告書をまとめ、実習フィールドにおける活動や教育に活用する。これらは、本来は令和2年度に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、実習は全面的に中止となっていた。新型コロナウイルスワクチン接種の普及に伴い、今年度末の医療体験実習は実施可能と考えている。特にこのような時期であることから、感染対策を行いつつ、地域の実地医療を体験することは極めて有意義であると考えている。

## ⑦ 評価方法

それぞれ、学生及び医療機関のスタッフに対してアンケートを行って双方の満足度を評価する他、最終的な評価は、県内に残る学生の数で行う。医学科では、県内で研修を行う卒業生が60%以上、看護学科では、愛媛大学病院への就職率の向上（合計20名以上、県内病院合計で60%以上）と卒業後3～5年後の県内の地域保健医療機関への就職・定着率の向上（合計10名以上）が具体的な数値目標である。

## ⑧ 継続性

この取組が終了後には、今後は学部内予算（例えば後援会費や医学部寄附金）を利用することにより、継続的に実施し、卒業生の県内就職率を保つ予定である。

## ⑨ 組織性・実施体制

医学科、看護学科教員、連携病院のスタッフ、春の実習では、まずは、西予市野村病院、久万高原町、松野国保診療所のスタッフが対象である。

## ⑩ 特色（独自性・新規性・普遍性）

早期体験実習は、医療の専門知識のない学生に対し医療の現実を経験させ、それぞれの意識を向上させる取り組みで、現在は多くの大学が取入れている。ただし、今回申請の取り組みでは、これらに加え地域医療の現実を学生に体験させること、本学卒業生と密な連絡を取りあえる人間関係を構築することでロールモデルを形成すること、多職種連携での共同学習の機会を作ること、医学科生・看護学科生の相互交流による意識を高め合うこと、地域の患者、家族との交流からさらなる意識を高めることを目的としている。加えて、地域の医療行政を行う保健所や行政担当者に触れる機会を持つなど新規の要素が多く含まれるのが特色である。

これらは2016年度版医学教育コアカリキュラムでも取り上げられた内容である。

⑪ 有効性（教育効果・教育改善・アピール度）

地域の連携医療機関で入学時期から学生と交流し、人を育てている実感は、地域の人々にとっても大きいもので、学生、地域住民ともに意義があり、教育改善が期待できる。医療系学生のマッチング率は、例年、新聞などでも公表されており、そのアピール度は大きい。また、最終年度には、報告書を作成する。

⑫ その他

特になし。

3医対第 445 号

令和 3 年 8 月 18 日

愛媛大学医学部長 様

愛媛県保健福祉部長

(公印省略)

令和 4 年度の医学部入学定員増に係る誓約書について

令和 3 年 8 月 13 日付け 3 文科高第 501 号及び医政発 0816 第 9 号に基づき、別紙のとおり、厚生労働省に誓約書を提出しましたので、お知らせします。

**【担当】**

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

医療政策グループ 杉野 晃久

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2

TEL : 089-912-2449

FAX : 089-921-8004

E-mail : sugino-teruhisa@pref. ehime. lg. jp

3医対第445号  
令和3年8月18日

厚生労働省医政局長 様

愛媛県保健福祉部長 菅 規行

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和3年8月13日付け3文科高第501号、医政発0816第9号に基づき、下記のとおり、令和4年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

15名

・愛媛大学医学部における地域枠：15名

担当 : 愛媛県保健福祉部社会福祉医療局  
医療対策課  
医師確保対策担当 杉野、藤井  
電話番号：089-912-2449

## 教 員 名 簿

| 学 長 の 氏 名 等 |     |                              |    |           |               |                          |
|-------------|-----|------------------------------|----|-----------|---------------|--------------------------|
| 調書<br>番号    | 役職名 | フリガナ<br>氏名<br><就任(予定)年月>     | 年齢 | 保有<br>学位等 | 月額基本給<br>(千円) | 現 職<br>(就任年月)            |
| 一           | 学長  | ニシ ヒロシゲ<br>仁科 弘重<br><令和3年4月> |    | 農学博士      |               | 愛媛大学 学長<br>(令和3.4~令和6.3) |

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。